

平成20年度主要な政策に係るモニタリング調査

政策所管（政策評価担当）部局課室名 行政管理局企画調整課、
行政手続・制度調査室、行政情報システム企画課

評価年月 平成20年7月

1 政策等

〔政策名〕

政策2 適正な行政管理の実施

〔政策の基本目標〕

簡素で効率的な政府を実現するために、国の行政組織等の減量・効率化に向けた、機構・定員等の審査に関する取組を進めていく。

行政の透明性の向上と信頼性の確保を図るため、行政手続制度及び行政不服審査制度の適正かつ円滑な運用を図る。特に、行政不服審査法は、改正法が成立した場合、その施行のための準備を行い、新制度への円滑な移行を確保する。

行政の透明性の向上と信頼性の確保を実現するため、国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用を図る。

〔次回評価実施予定年度〕

平成21年度（評価対象年度平成19～20年度）

2 指標等の進捗状況

「あらかじめ目標(値)を設定した指標」

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	17年度	18年度	19年度
定員の合理化進捗率	16年度末定員の10%以上を定員合理化(33,230人)	20年度(21年度末定員)	閣議決定した目標が着実に進捗しているか。	38.2% (12,679人)	60.0% (19,901人)	80.8% (26,864人)
				()内は、定員合理化数で累計。		
定員の純減目標達成率	18年度から22年度までの5年間で5.7%以上(18,936人以上)の純減を確保	21年度(22年度末定員)	閣議決定した目標が着実に達成されているか。(実施時期が特定しているものがあり、進捗は単純年割とはならない)	7.9% (1,502人)	19.2% (3,631人)	40.9% (7,753人)
				()内は、純減数で累計。		

「参考となる指標その他の参考となる情報」

指標等	分析の視点	17年度	18年度	19年度
<p>機構の新設・改正・廃止、定員の設置・増減・廃止等の審査状況</p>	<p>行政組織等の減量・効率化が計画的・積極的に推進されているか。</p>	<p>機構については、機構の肥大化を抑止しつつ、新たな政策課題に対応すべく、平成18年度審査において防衛庁の内部部局等の再編等、平成19年度審査において統計委員会の設置（統計審議会の廃止）等、平成20年度審査において観光庁及び運輸安全委員会の設置（海難審判庁、船員労働委員会、航空・事故調査委員会等の廃止）等を認めることとした。</p> <p>定員については、5年間で5.7%以上の純減目標の達成に向け、平成18年度審査において1,502人、平成19年度審査において2,129人、平成20年度審査において4,122人の定員純減を行うこととした。</p>		
<p>行政手続制度の運用状況</p>	<p>国及び地方公共団体において、行政手続制度が適正かつ円滑に運用されているか。</p>	<p>17年6月に意見公募手続（パブリックコメント）等の法制化を内容とする「行政手続法の一部を改正する法律」が成立し、18年4月より施行。</p> <p>18年～19年に開催された「行政不服審査制度検討会」最終報告を踏まえ、一定の処分等を求める制度及び違法な行政指導の中止を求める制度の創設等を内容とする「行政手続法の一部を改正する法律案」を国会に提出。</p> <p>行政手続法の施行状況に関する調査は、3年周期で実施しており、17年度～19年度の状況は20年度に調査を実施する予定である。</p> <p>法令適用事前確認手続（ノーアクションレター制度）については、19年6月に対象法令の範囲の拡大や照会者名を原則非公表とすること等を内容とする制度改正を実施。同手続による回答結果の公表が行われた件数は、17年度は8件、18年度は11件となっている。</p>		
<p>行政不服審査制度の運用状況</p>	<p>国及び地方公共団体において、行政不服審査制度が適正かつ円滑に運用されているか。</p>	<p>18年～19年に開催された「行政不服審査制度検討会」最終報告を踏まえ、不服申立ての一元化・審理の一段階化、審理員による審理手続の導入、行政不服審査会への諮問手続の導入、標準審理期間の設定、争点及び証拠の整理手続の導入等制度全般に及ぶ抜本的改正を内容とする「行政不服審査法案」を国会に提出。</p>		

指標等	分析の視点	17 年度	18 年度	19 年度
		<p>行政不服審査法等の施行状況に関する調査の結果をみると、平成 17 年度における行政不服審査法に基づく不服申立ての件数は、国の行政機関に対するものが 19,983 件、都道府県及び市区町村に対するものが 10,937 件となっている。</p> <p>なお、18 年度における状況は、現在取りまとめ中であり、19 年度の状況についても調査を実施する予定である。</p>		
<p>審査基準、標準処理期間及び処分基準の設定・公表状況</p>	<p>審査基準、標準処理期間及び処分基準が設定されているか。されていない場合は、どのような理由であるか。また、設定されている場合は、公表が行われているか。</p>	<p>上記のとおり、3 年周期で実施している行政手続法の施行状況に関する調査を 20 年度に実施する予定であり、同調査により 17 年度～19 年度における審査基準の設定・公表状況を把握することとしている。</p>		
<p>国の行政機関及び独立行政法人等における情報公開制度の運用状況</p>	<p>国の行政機関及び独立行政法人等における情報公開制度が、適正かつ円滑に運用されているか。</p>	<p>平成 18 年度の行政機関情報公開法等の施行状況調査の結果をみると、平成 17 年度の開示請求件数は 83,126 件、平成 18 年度は 54,246 件となっている（平成 19 年度については、現在調査中）。減少の主な原因としては、所得税法等の規定に基づく公示制度が廃止になり、国税庁に対する公示関連の開示請求が減少したことが考えられる。</p>		
<p>国の行政機関及び独立行政法人等における個人情報保護制度の運用状況</p>	<p>国の行政機関及び独立行政法人等における個人情報保護制度が、適正かつ円滑に運用されているか。</p>	<p>平成 18 年度の行政機関個人情報保護法等の施行状況調査の結果をみると、</p> <p>(1) 監査を実施した行政機関数は、平成 17 年度が 28、平成 18 年度が 39、独立行政法人の数は平成 17 年度が 123、平成 18 年度が 176 となっている。</p> <p>(2) 点検を実施した保護管理者の割合は行政機関では平成 17 年度が 96.5%、平成 18 年度が 97.5%、独立行政法人では平成 17 年度が 92.3%、平成 18 年度が 95.4%となっている。</p> <p>(3) 教育・研修の回数は、行政機関では平成 17 年度が 5,148 回、平成 18 年度が 6,579 回、独立行政法人では平成 17 年度が 729,841 回、平成 18 年度が 714,392 回となっている。</p>		

指標等	分析の視点	17年度	18年度	19年度
		<p>(4) 個人情報の漏えい等事案の発生状況は、一部省庁、一部公社における大幅な件数の増加により、行政機関では平成17年度320件が、平成18年度は530件となり、独立行政法人では平成17年度855件が平成18年度は1,277件となった。</p> <p>(5) 上記のほぼ全ての漏えい等事案について、再発防止策が措置されている。</p> <p>(6) 開示請求について、行政機関では、平成17年度が64,618件、平成18年度が74,817件となっており、独立行政法人では平成17年度が5,092件、平成18年度が1,320件となっている。</p> <p>(7) 訂正請求について、行政機関では、平成17年度が7件、平成18年度が4件となっており、独立行政法人では平成17年度が6件、平成18年度が22件となっている。</p> <p>(8) 利用停止請求について、行政機関では、平成17年度が5件、平成18年度が0件となっており、独立行政法人では平成17年度が4件、平成18年度が16件となっている。</p>		

3 その他特記事項

なし

平成20年度主要な政策に係るモニタリング調書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 自治行政局 総務室、行政課、合併推進課、
行政体制整備室、公務員部給与能率推進室、自治財政局公営企業課

評価年月 平成20年7月

1 政策等

〔政策名〕

政策4 分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等

〔政策の基本目標〕

分権型社会に対応した地方制度・地方行政体制の整備等の推進

〔次回評価実施予定年度〕

平成21年度（評価対象年度平成19～20年度）

2 指標等の進捗状況

○「参考となる指標その他の参考となる情報」

指標等	分析の視点	17年度	18年度	19年度																																				
地方分権改革推進法に基づく地方分権の推進の状況（地方分権改革推進委員会の検討状況）	地方分権改革推進法に基づき、政府として必要な法政上又は財政上の措置等を定めた「地方分権改革推進計画」を作成するために適切に検討されているか。	平成19年4月1日に発足した地方分権改革推進委員会において、平成19年11月16日に国の義務付け・枠付け、関与の徹底的な見直しの方向や、個別の行政分野・事務事業について見直しの具体的な方向性を示す「中間的な取りまとめ」が取りまとめられた。 また、平成20年5月28日には、「第1次勧告」が取りまとめられ、「中間的な取りまとめ」で示された個別の行政分野ごとに抜本的な見直しの内容が示されている。																																						
地方公共団体における集中改革プラン等の取組状況	地方公共団体における行政運営の質の向上などのための、「集中改革プラン」の策定及び公表は進んでいるか。 また、地方公共団体における行政の公正の確保及び透明性の向上などのための、情報公開条例及び行政手続条例の制定、意見公募手続制度の導入は進んでいるか。	集中改革プランの公表状況																																						
		—	<table border="1"> <tr> <td>都道府県</td> <td>45団体</td> <td>95.7%</td> </tr> <tr> <td>政令市</td> <td>15団体</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>市区町村</td> <td>1,542団体</td> <td>84.4%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,602団体</td> <td>84.8%</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(H18. 7. 31現在)</p>	都道府県	45団体	95.7%	政令市	15団体	100%	市区町村	1,542団体	84.4%	計	1,602団体	84.8%	<table border="1"> <tr> <td>都道府県</td> <td>46団体</td> <td>97.9%</td> </tr> <tr> <td>政令市</td> <td>17団体</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>市区町村</td> <td>1,798団体</td> <td>99.3%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,861団体</td> <td>99.3%</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(H19. 9. 1現在)</p>	都道府県	46団体	97.9%	政令市	17団体	100%	市区町村	1,798団体	99.3%	計	1,861団体	99.3%												
都道府県	45団体	95.7%																																						
政令市	15団体	100%																																						
市区町村	1,542団体	84.4%																																						
計	1,602団体	84.8%																																						
都道府県	46団体	97.9%																																						
政令市	17団体	100%																																						
市区町村	1,798団体	99.3%																																						
計	1,861団体	99.3%																																						
		情報公開条例（要綱等）の制定状況																																						
		<table border="1"> <tr> <td>都道府県</td> <td>47団体</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>政令市</td> <td>14団体</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>市区町村</td> <td>2,319団体</td> <td>96.5%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2,380団体</td> <td>96.6%</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(H17. 4. 1現在)</p>	都道府県	47団体	100%	政令市	14団体	100%	市区町村	2,319団体	96.5%	計	2,380団体	96.6%	<table border="1"> <tr> <td>都道府県</td> <td>47団体</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>政令市</td> <td>15団体</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>市区町村</td> <td>1,807団体</td> <td>98.9%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,869団体</td> <td>98.9%</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(H18. 4. 1現在)</p>	都道府県	47団体	100%	政令市	15団体	100%	市区町村	1,807団体	98.9%	計	1,869団体	98.9%	<table border="1"> <tr> <td>都道府県</td> <td>47団体</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>政令市</td> <td>17団体</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>市区町村</td> <td>1,798団体</td> <td>99.3%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,862団体</td> <td>99.4%</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(H19. 4. 1現在)</p>	都道府県	47団体	100%	政令市	17団体	100%	市区町村	1,798団体	99.3%	計	1,862団体	99.4%
都道府県	47団体	100%																																						
政令市	14団体	100%																																						
市区町村	2,319団体	96.5%																																						
計	2,380団体	96.6%																																						
都道府県	47団体	100%																																						
政令市	15団体	100%																																						
市区町村	1,807団体	98.9%																																						
計	1,869団体	98.9%																																						
都道府県	47団体	100%																																						
政令市	17団体	100%																																						
市区町村	1,798団体	99.3%																																						
計	1,862団体	99.4%																																						

指標等	分析の視点	17年度	18年度	19年度																																													
		行政手続条例（規則等）の制定状況 <table border="1"> <tr> <td>都道府県</td> <td>47 団体</td> <td>100%</td> <td>都道府県</td> <td>47 団体</td> <td>100%</td> <td>都道府県</td> <td>47 団体</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>政令市</td> <td>13 団体</td> <td>100%</td> <td>政令市</td> <td>15 団体</td> <td>100%</td> <td>政令市</td> <td>17 団体</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>市区町村</td> <td>2,516 団体</td> <td>99.4%</td> <td>市区町村</td> <td>1,818 団体</td> <td>99.6%</td> <td>市区町村</td> <td>1,804 団体</td> <td>99.9%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2,576 団体</td> <td>99.4%</td> <td>計</td> <td>1,880 団体</td> <td>99.6%</td> <td>計</td> <td>1,868 団体</td> <td>99.9%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(H17. 3.31 現在)</td> <td></td> <td></td> <td>(H18.10. 1 現在)</td> <td></td> <td></td> <td>(H19.10. 1 現在)</td> <td></td> </tr> </table>			都道府県	47 団体	100%	都道府県	47 団体	100%	都道府県	47 団体	100%	政令市	13 団体	100%	政令市	15 団体	100%	政令市	17 団体	100%	市区町村	2,516 団体	99.4%	市区町村	1,818 団体	99.6%	市区町村	1,804 団体	99.9%	計	2,576 団体	99.4%	計	1,880 団体	99.6%	計	1,868 団体	99.9%		(H17. 3.31 現在)			(H18.10. 1 現在)			(H19.10. 1 現在)	
都道府県	47 団体	100%	都道府県	47 団体	100%	都道府県	47 団体	100%																																									
政令市	13 団体	100%	政令市	15 団体	100%	政令市	17 団体	100%																																									
市区町村	2,516 団体	99.4%	市区町村	1,818 団体	99.6%	市区町村	1,804 団体	99.9%																																									
計	2,576 団体	99.4%	計	1,880 団体	99.6%	計	1,868 団体	99.9%																																									
	(H17. 3.31 現在)			(H18.10. 1 現在)			(H19.10. 1 現在)																																										
		意見公募手続制度の制定状況 <table border="1"> <tr> <td>都道府県</td> <td>43 団体</td> <td>91.5%</td> <td>都道府県</td> <td>43 団体</td> <td>91.5%</td> <td>都道府県</td> <td>43 団体</td> <td>91.5%</td> </tr> <tr> <td>政令市</td> <td>10 団体</td> <td>71.4%</td> <td>政令市</td> <td>12 団体</td> <td>80.0%</td> <td>政令市</td> <td>15 団体</td> <td>88.2%</td> </tr> <tr> <td>市区町村</td> <td>-</td> <td></td> <td>市区町村</td> <td>316 団体</td> <td>17.3%</td> <td>市区町村</td> <td>547 団体</td> <td>30.3%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>-</td> <td></td> <td>計</td> <td>371 団体</td> <td>19.7%</td> <td>計</td> <td>605 団体</td> <td>32.4%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(H17. 4.30 現在)</td> <td></td> <td></td> <td>(H18.10. 1 現在)</td> <td></td> <td></td> <td>(H19.10. 1 現在)</td> <td></td> </tr> </table>			都道府県	43 団体	91.5%	都道府県	43 団体	91.5%	都道府県	43 団体	91.5%	政令市	10 団体	71.4%	政令市	12 団体	80.0%	政令市	15 団体	88.2%	市区町村	-		市区町村	316 団体	17.3%	市区町村	547 団体	30.3%	計	-		計	371 団体	19.7%	計	605 団体	32.4%		(H17. 4.30 現在)			(H18.10. 1 現在)			(H19.10. 1 現在)	
都道府県	43 団体	91.5%	都道府県	43 団体	91.5%	都道府県	43 団体	91.5%																																									
政令市	10 団体	71.4%	政令市	12 団体	80.0%	政令市	15 団体	88.2%																																									
市区町村	-		市区町村	316 団体	17.3%	市区町村	547 団体	30.3%																																									
計	-		計	371 団体	19.7%	計	605 団体	32.4%																																									
	(H17. 4.30 現在)			(H18.10. 1 現在)			(H19.10. 1 現在)																																										
地方公営企業の経営改善	<p>「地方公営企業の経営の総点検について」（平成16年4月13日総財公33号）、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針の策定について」（平成17年3月29日総行整第11号）を参考に記述</p> <p>・中長期的な経営計画が策定されているか</p>	<p>地方公営企業分野における効果的・効率的な行政体制を整備・確立するためには、経営に関する中長期的な計画を策定した上で、経営基盤の強化等に取り組むことが必要であることから、各団体における当該計画の策定状況等を調査及び公表することによって、改善を促した。</p> <p>※中長期的な経営計画の策定状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>策定率</td> <td>64.2%</td> <td>80.6%</td> <td>83.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>・一般会計と一体的に策定している団体についても、「中長期的な経営計画」の策定団体としている。</p> <p>・平成19年度における「中長期的な経営計画」の策定団体の内訳は以下の通り。</p> <p>【都道府県】 47 団体/ 47 団体</p> <p>【政令指定都市】 17 団体/ 17 団体</p> <p>【市町村等】 1,498 団体/ 1,797 団体</p> <p>【合計】 1,596 団体/ 1,861 団体</p>				平成17年度	平成18年度	平成19年度	策定率	64.2%	80.6%	83.9%																																					
	平成17年度	平成18年度	平成19年度																																														
策定率	64.2%	80.6%	83.9%																																														
住民基本台帳の法改正の効果（閲覧件数の変化等）	<p>閲覧や写しの交付請求について、個人情報保護に十分留意した制度として再構築されているか。また、そのために必要な措置を行っているか。</p>	<p>閲覧制度については、17年度に「住民基本台帳の閲覧制度等のあり方に関する検討会（座長：堀部政男一橋大学名誉教授）」において、制度の見直しについて検討し、18年度に法改正を踏まえ地方公共団体に対する説明会を実施。写しの交付制度については、18年度に「住民票の写しの交付制度等のあり方に関する検討会（座長：堀部政男一橋大学名誉教授）」に</p>																																															

指標等	分析の視点	17年度	18年度	19年度
		<p>において、制度の見直しについて検討し、19年度に法改正を踏まえ地方公共団体に対する説明会を実施。なお、閲覧件数については、法改正前及び法改正後の状況について調査中である。</p>		
市町村合併の件数	市町村の行財政基盤を一層強化するための市町村合併が、どの程度進捗しているか。	325件 (関係市町村 1,025 団体)	12件 (関係市町村 29 団体)	6件 (関係市町村 17 団体)
合併後の市町村数	同上	1,821 団体 (H18.3.31)	1,804 団体 (H19.3.31)	1,793 団体 (H20.3.31)
1万人未満の団体数	同上	489 団体 (12 国調)	495 団体 (17 国調)	488 団体 (17 国調)
合併補助金を活用した事業数	合併後の市町村のまちづくり等に対する財政支援措置がどの程度活用されているか	3,031 事業 (221 市町村)	2,548 事業 (392 市町村)	2,379 事業 (394 市町村)
合併特例債を活用した事業数	同上	2,523 事業 (361 市町村)	4,685 事業 (517 市町村)	調査中
合併推進方策の検討状況	旧合併特例法の下で進展した市町村合併等の状況を踏まえ、市町村合併に関する効果・課題等についての研究が進められているか	<p>17年度から始まった「市町村の合併に関する研究会」において、17年度は主として合併による経費削減効果の推計を行った。18年度は合併法定協議会運営マニュアルの策定や合併市町村の取組の実態についての調査、大都市部における市町村合併の推進のための課題・検討の視点の整理等を行い、それぞれ報告書を作成した。19年度は平成の合併の評価・検証・分析を行った。</p>		
合併市町村の取組の状況	合併市町村において合併による住民サービスの維持・向上が図られているか	<p>・平成11年4月1日～平成18年4月1日の間に合併した558市町村のうち430市町村で、合併を契機に①合併しなければ実現が容易でなかったと考えられる専門的なサービス等の実施、②合併前に一部の市町村で行われていたサービスを全域に拡大することによる旧市町村間の格差是正、③旧市町村の境界を越えた公共施設等の広域的利用などにより住民サービスの充実に取り組んでいる（平成11年4月1日～平成18年4月1日の間に合併した558</p>		

指標等	分析の視点	17年度	18年度	19年度
		<p>市町村を対象とする平成18年7月1日現在の実態調査より)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合併により豊富になった地域資源のネットワーク化により、広域的な地域活性化に向けた新たな取組みの始まりや、合併市町村の周辺部の振興のため、地域単位のイベントや祭りの実施、地域の伝統・文化の保存・継承、旧市町村単位の住民組織等への支援などが実施されている（上記調査より） ・規模の拡大により住民の声が届きにくくなる等の懸念に対処するため、345市町村において既存の地域組織に対する支援を行っているほか、100市町村において新たなコミュニティ組織等の設置を行っている（上記調査より） 		
合併市町村の行政体制整備の状況	合併市町村において合併による行政基盤の強化が進められているか	<ul style="list-style-type: none"> ・平成11年4月1日～平成18年4月1日の間に合併した558市町村のうち474市町村において、経営中枢部門の強化や組織の充実・専門化が行われているほか、税の徴収部門や監査委員事務局の独立など適正な事務執行のための体制が強化されている。また、助産師や保健市など、旧市町村では配置できなかった専門職員の配置が実現した合併市町村もある（平成11年4月1日～平成18年4月1日の間に合併した558市町村を対象とする平成18年7月1日現在の実態調査より） ・行政評価の導入など、適切な行政運営のための条件が整備されつつある（平成19年10月1日現在の総務省調査を参考） ・適切な職員配置や出先機関・外郭団体の見直しなどにより、職員総数・人件費の削減に取り組んでいる <p>【集中改革プラン定員純減目標（H19.9.1現在）】</p> <p>合併市町村：▲8.7% ⇔ 未合併市町村：▲7.6%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全体として職員数を削減する中で、商工労働・民生部門等へ適切な職員配置が行われている（総務省調査：平成11～14年度に合併した8団体について、定員管理調査をもとに、合併前後における部門別職員数の増減率を算出） 		

指標等	分析の視点	17年度	18年度	19年度																																																		
地方公共団体の人事制度改革の状況（任期付採用の実施団体）	公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、職員の任用・勤務形態の多様化の取組が進められているか。	91団体 （7月1日現在）	124団体 （4月1日現在）	160団体 （4月1日現在）																																																		
地方公務員数の推移	地方公共団体において、地方公務員数の抑制に着手に取り組み、積極的な行政改革の推進に努めているか。	3,042,122人 ※（ ）対前年比	2,998,402人 （-1.4%）	2,951,296人 （-1.6%）																																																		
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年</th> <th colspan="2">総数(人)</th> <th rowspan="2">対前年増減率(%)</th> </tr> <tr> <th>職員数</th> <th>対前年増減数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>9</td><td>3,267,118</td><td>-7,363</td><td>-0.2</td></tr> <tr><td>10</td><td>3,249,494</td><td>-17,624</td><td>-0.5</td></tr> <tr><td>11</td><td>3,232,158</td><td>-17,336</td><td>-0.5</td></tr> <tr><td>12</td><td>3,204,297</td><td>-27,861</td><td>-0.9</td></tr> <tr><td>13</td><td>3,171,532</td><td>-32,765</td><td>-1.0</td></tr> <tr><td>14</td><td>3,144,323</td><td>-27,209</td><td>-0.9</td></tr> <tr><td>15</td><td>3,117,004</td><td>-27,319</td><td>-0.9</td></tr> <tr><td>16</td><td>3,083,597</td><td>-33,407</td><td>-1.1</td></tr> <tr><td>17</td><td>3,042,122</td><td>-41,475</td><td>-1.3</td></tr> <tr><td>18</td><td>2,998,402</td><td>-43,720</td><td>-1.4</td></tr> <tr><td>19</td><td>2,951,296</td><td>-47,106</td><td>-1.6</td></tr> </tbody> </table> <p>※各年4月1日現在</p>			年	総数(人)		対前年増減率(%)	職員数	対前年増減数	9	3,267,118	-7,363	-0.2	10	3,249,494	-17,624	-0.5	11	3,232,158	-17,336	-0.5	12	3,204,297	-27,861	-0.9	13	3,171,532	-32,765	-1.0	14	3,144,323	-27,209	-0.9	15	3,117,004	-27,319	-0.9	16	3,083,597	-33,407	-1.1	17	3,042,122	-41,475	-1.3	18	2,998,402	-43,720	-1.4	19	2,951,296	-47,106	-1.6
年	総数(人)		対前年増減率(%)																																																			
	職員数	対前年増減数																																																				
9	3,267,118	-7,363	-0.2																																																			
10	3,249,494	-17,624	-0.5																																																			
11	3,232,158	-17,336	-0.5																																																			
12	3,204,297	-27,861	-0.9																																																			
13	3,171,532	-32,765	-1.0																																																			
14	3,144,323	-27,209	-0.9																																																			
15	3,117,004	-27,319	-0.9																																																			
16	3,083,597	-33,407	-1.1																																																			
17	3,042,122	-41,475	-1.3																																																			
18	2,998,402	-43,720	-1.4																																																			
19	2,951,296	-47,106	-1.6																																																			
ラスパイレス指数の状況	<p>国家公務員と比較した地方公務員の給与水準は、前者の俸給と後者の給料の比較である「ラスパイレス指数」により把握される。</p> <p>公表された各地方公共団体のラスパイレス指数を活用して、住民及び地方公共団体がその水準を判断・検証するのに役立っているかどうか。</p>	98.0	98.0	98.5																																																		
		<p>ラスパイレス指数(全地方公共団体平均の推移)</p> <p>平成19年4月1日現在における国を100とした一般行政職のラスパイレス指数は全地方公共団体の平均で98.5となっており、平成16年より4年連続で国家公務員の水準を下回っている。</p>																																																				

指標等	分析の視点	17年度	18年度	19年度																																																																																				
給与制度・運用の適正化状況	各地方公共団体において、住民の理解と納得を得るため、給与の適正化に取り組んでいるか。	<p>○平成18年度における給与適正化等の状況 (単位:団体数)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>昇給延伸</th> <th>初任給基準の是正</th> <th>運用昇給の是正</th> <th>わたりの是正</th> <th>給料表の是正</th> <th>高齢雇員の昇給停止等</th> <th>最高・特外昇給の昇給期間の是正</th> <th>小計(A)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都道府県</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>指定都市</td> <td>0</td> <td>8</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>8</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>市区</td> <td>5</td> <td>101</td> <td>8</td> <td>26</td> <td>74</td> <td>1</td> <td>143</td> <td>358</td> </tr> <tr> <td>町村</td> <td>1</td> <td>55</td> <td>7</td> <td>9</td> <td>37</td> <td>0</td> <td>83</td> <td>192</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>6</td> <td>165</td> <td>15</td> <td>38</td> <td>115</td> <td>1</td> <td>237</td> <td>577</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>離手当の是正</th> <th>退職手当の是正</th> <th>小計(B)</th> <th>合計(A)+(B)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都道府県</td> <td>32(25)</td> <td>1</td> <td>33</td> <td>39</td> </tr> <tr> <td>指定都市</td> <td>10(8)</td> <td>0</td> <td>10</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>市区</td> <td>260(205)</td> <td>113</td> <td>373</td> <td>731</td> </tr> <tr> <td>町村</td> <td>202(155)</td> <td>163</td> <td>365</td> <td>557</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>504(393)</td> <td>277</td> <td>781</td> <td>1,358</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1 合計の団体数は延べ数である。 2 離手当の是正の内数は特殊勤務手当の是正団体数である。 3 退職手当の是正には、退職時特別昇給制度の是正を含む。</p>			区分	昇給延伸	初任給基準の是正	運用昇給の是正	わたりの是正	給料表の是正	高齢雇員の昇給停止等	最高・特外昇給の昇給期間の是正	小計(A)	都道府県	0	1	0	0	2	0	3	6	指定都市	0	8	0	3	2	0	8	21	市区	5	101	8	26	74	1	143	358	町村	1	55	7	9	37	0	83	192	計	6	165	15	38	115	1	237	577	区分	離手当の是正	退職手当の是正	小計(B)	合計(A)+(B)	都道府県	32(25)	1	33	39	指定都市	10(8)	0	10	31	市区	260(205)	113	373	731	町村	202(155)	163	365	557	計	504(393)	277	781	1,358
区分	昇給延伸	初任給基準の是正	運用昇給の是正	わたりの是正	給料表の是正	高齢雇員の昇給停止等	最高・特外昇給の昇給期間の是正	小計(A)																																																																																
都道府県	0	1	0	0	2	0	3	6																																																																																
指定都市	0	8	0	3	2	0	8	21																																																																																
市区	5	101	8	26	74	1	143	358																																																																																
町村	1	55	7	9	37	0	83	192																																																																																
計	6	165	15	38	115	1	237	577																																																																																
区分	離手当の是正	退職手当の是正	小計(B)	合計(A)+(B)																																																																																				
都道府県	32(25)	1	33	39																																																																																				
指定都市	10(8)	0	10	31																																																																																				
市区	260(205)	113	373	731																																																																																				
町村	202(155)	163	365	557																																																																																				
計	504(393)	277	781	1,358																																																																																				
給与情報等公表システムによる公表状況	各地方公共団体において、給与情報等公表システムによる給与・定員管理に関する情報の公表が実施され、当該情報について透明性が確保されるとともに団体間の比較・分析が可能となっているか。	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合計</td> <td>1,618団体(85.6%)</td> <td>1,774団体(94.7%)</td> <td>1,808団体(97.0%)</td> </tr> <tr> <td>都道府県</td> <td>47団体(100%)</td> <td>47団体(100%)</td> <td>47団体(100%)</td> </tr> <tr> <td>政令指定都市</td> <td>14団体(100%)</td> <td>15団体(100%)</td> <td>17団体(100%)</td> </tr> <tr> <td>市区町村</td> <td>1,557団体(85.1%)</td> <td>1,712団体(94.5%)</td> <td>1,744団体(96.9%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「市区町村」欄は、指定都市を除く。</p>				平成17年度	平成18年度	平成19年度	合計	1,618団体(85.6%)	1,774団体(94.7%)	1,808団体(97.0%)	都道府県	47団体(100%)	47団体(100%)	47団体(100%)	政令指定都市	14団体(100%)	15団体(100%)	17団体(100%)	市区町村	1,557団体(85.1%)	1,712団体(94.5%)	1,744団体(96.9%)																																																																
	平成17年度	平成18年度	平成19年度																																																																																					
合計	1,618団体(85.6%)	1,774団体(94.7%)	1,808団体(97.0%)																																																																																					
都道府県	47団体(100%)	47団体(100%)	47団体(100%)																																																																																					
政令指定都市	14団体(100%)	15団体(100%)	17団体(100%)																																																																																					
市区町村	1,557団体(85.1%)	1,712団体(94.5%)	1,744団体(96.9%)																																																																																					
人材育成基本方針の策定状況	各地方公共団体において、求められる職員像、人材育成の方策等を明確にした人材育成基本方針が策定され、地方行政を担う人材の育成・確保のための取組が実施されているか。	<p>○平成19年4月1日現在 (単位:団体数、%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>都道府県</th> <th>指定都市</th> <th>市区町村</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合計</td> <td>47(100%)</td> <td>17(100%)</td> <td>1,810(100%)</td> <td>1,874(100%)</td> </tr> <tr> <td>策定済</td> <td>46(97.9%)</td> <td>17(100%)</td> <td>1,248(69.0%)</td> <td>1,311(70.0%)</td> </tr> <tr> <td>未策定</td> <td>1(2.1%)</td> <td>0(0%)</td> <td>562(31.0%)</td> <td>563(30.0%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>○平成18年4月1日現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>都道府県</th> <th>指定都市</th> <th>市区町村</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合計</td> <td>47(100%)</td> <td>15(100%)</td> <td>1,828(100%)</td> <td>1,890(100%)</td> </tr> <tr> <td>策定済</td> <td>46(97.9%)</td> <td>14(93.3%)</td> <td>1,003(54.9%)</td> <td>1,063(56.2%)</td> </tr> <tr> <td>未策定</td> <td>1(2.1%)</td> <td>1(6.7%)</td> <td>825(45.1%)</td> <td>827(43.8%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「市区町村」欄は、指定都市を除く。</p>				都道府県	指定都市	市区町村	合計	合計	47(100%)	17(100%)	1,810(100%)	1,874(100%)	策定済	46(97.9%)	17(100%)	1,248(69.0%)	1,311(70.0%)	未策定	1(2.1%)	0(0%)	562(31.0%)	563(30.0%)		都道府県	指定都市	市区町村	合計	合計	47(100%)	15(100%)	1,828(100%)	1,890(100%)	策定済	46(97.9%)	14(93.3%)	1,003(54.9%)	1,063(56.2%)	未策定	1(2.1%)	1(6.7%)	825(45.1%)	827(43.8%)																																												
	都道府県	指定都市	市区町村	合計																																																																																				
合計	47(100%)	17(100%)	1,810(100%)	1,874(100%)																																																																																				
策定済	46(97.9%)	17(100%)	1,248(69.0%)	1,311(70.0%)																																																																																				
未策定	1(2.1%)	0(0%)	562(31.0%)	563(30.0%)																																																																																				
	都道府県	指定都市	市区町村	合計																																																																																				
合計	47(100%)	15(100%)	1,828(100%)	1,890(100%)																																																																																				
策定済	46(97.9%)	14(93.3%)	1,003(54.9%)	1,063(56.2%)																																																																																				
未策定	1(2.1%)	1(6.7%)	825(45.1%)	827(43.8%)																																																																																				

3 その他特記事項

なし

平成20年度主要な政策に係るモニタリング調書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 情報通信政策局情報通信政策課

情報通信政策課、情報通信利用促進課

情報通信作品振興課、情報流通高度化推進室

総合通信基盤局電気通信事業部データ通信課

総合通信基盤局電波部移動通信課

評 価 年 月 平成20年7月

1 政策等

〔政策名〕

政策11 情報通信技術高度利活用の推進

〔政策の基本目標〕

社会・経済のICT化の推進及び安心・安全な利用環境の整備等によるICT利活用の促進により、ユビキタスネット社会を実現する。

〔次回評価実施予定年度〕

平成22年度

2 指標等の進捗状況

○「あらかじめ目標(値)を設定した指標」

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	17年度	18年度	19年度
ベンチャー企業に対する助成の成果（事業化率）	18～20年度に助成した案件の平均事業化率が70%	22年度	ニュービジネスの創出状況を示すものとして主たる実施手段であり、且つ測定可能な「事業化率」を採用。目標値としては、ベンチャー助成金及びインキュベーション助成金の事業化率の現状を勘案し、実現可能な水準に設定。	—	25%	40%
テレワーカーが就業者人口に占める割合	2割	22年度	「IT新改革戦略」、「経済財政改革の基本方針2007」、「テレワーク人口倍増アクションプラン」に掲げる政府目標を達成しているかどうか	10.4%	—	—

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	17年度	18年度	19年度
「インフラ協調による安全運転支援システム」の実用化に向けた成果の活用状況	成果の活用	21年度	「IT新改革戦略」（IT戦略本部、平成18年1月）において、「インフラ協調による安全運転支援システム」の2010年からの実用化が目標とされていること。	—	—	19年度に実施した実証実験の成果を活用し、平成20年度の実証実験を実施予定。
実証実験の状況	システムの実証	19年度	コンテンツの流通の促進に資するためのシステムの実証が進んでいるか。	—	—	情報通信審議会デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会において具体的な検討を進めている。
	実証実験等の実施	22年度	公共目的等の大容量コンテンツ等を効率的に配信するための実証実験及び利用促進のための普及・啓発活動の実施。	—	—	通信事業者、配信事業者、コンテンツホルダ等の参加のもと、効率的に配信を行うための複数の実証実験及び普及啓発活動を実施し、課題を抽出。

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	17年度	18年度	19年度
情報通信分野 の研修受講者 数	13,000 人 (平成 16年度 ～平成 19年度 までの 累計)	19年度	事業の推進により、情 報通信分野の専門的 な知識及び技能等を 有する人材の育成が 図られているか。	2,411人	2,677人	2,564人
字幕付与可能 な放送時間に 占める字幕放 送時間の割合	100%	19年度	聴覚障害者が放送を 通じて情報を取得し 社会参加していく上 で不可欠な字幕放送 が拡充されているか。	65.9% ※民放キー5局平均	77.8%	89.0%

3 その他特記事項

特段なし

平成20年度主要な政策に係るモニタリング調書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 **情報通信政策局地域通信振興課**

地方情報化推進室、放送政策課、放送技術課、地上放送課、衛星放送課

国際放送推進室、地域放送課、高度通信網振興課、電波政策課、移動通信課

評価年月 平成20年7月

1 政策等

【政策名】

政策12 ユビキタスネットワーク整備

【政策の基本目標】

2011年7月を目標として、「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」使えるデジタル・デバイドのないインフラを実現することで、ユビキタス化を推進する。

【次回評価実施予定年度】

平成21年度

2 指標等の進捗状況

○「あらかじめ目標(値)を設定した指標」

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	17年度	18年度	19年度
ブロードバンド・ゼロ地域の解消	ブロードバンド・ゼロ地域の解消	22年度	ブロードバンド・ゼロ地域の解消状況の判断の目安となるブロードバンドサービスエリアの世帯カバー率(推計)により本施策の進行管理を行うもの。	民間事業者に対して電気通信基盤充実臨時措置法に基づく利子助成・税制優遇等の支援策を講じるとともに、相対的に採算性の低い地域等では、地方公共団体による整備が多数見られることから、地方公共団体に対する補助金・交付金を創設・実施し、支援を行った。 また、平成18年8月に総務省が公表した「次世代ブロードバンド戦略2010」を踏まえ、地域における整備推進体制を構築の上、サービス提供状況等の情報共有や、2010年度までのブロードバンド基盤整備の数値目標等を都道府県単位でまとめたロードマップの作成・更新等の取組が行われている。		
難視聴解消世帯数	300世帯	19年度(単年度)	民放テレビの難視聴等の解消状況を示す難視聴解消世帯数により本施策の進行管理をするものである。	409世帯(40%)	202世帯(20%)	164世帯(55%)

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	17年度	18年度	19年度
地域公共ネットワークの全国整備率	100%	22年度	地域公共ネットワークの全国整備の実現への貢献状況を示す地方公共団体による整備事業の実績により本施策の進行管理をするものである。目標値は、IT新改革戦略に基づくものである。	71.6%	71.9%	—
過疎地域等において新たに携帯電話が利用可能な状態となった人口数	20万人 (対平成17年度比)	20年度	世界最先端のワイヤレスブロードバンド環境実現を目指した公平かつ能率的な電波利用の促進への貢献の状況を示す「過疎地域等において新たに携帯電話が利用可能な状態となった人口数」の指標等の状況により本施策の進行管理をするものである。	—	約12万7千人	約23万7千人
地上デジタルテレビジョン放送受信機の普及世帯数	全世帯 5,000万世帯	23年度	「IT新改革戦略」(H18.1.19)等において、2011年7月までに地上デジタルテレビ放送への全面移行を実現するとされている。よって、2011年度までに全世帯に地上デジタルテレビジョン放送受信機が普及することを目標とするものである。	—	約1,400万世帯	約2,200万世帯
ケーブルテレビによる地上デジタル放送視聴可能世帯数	約2,300万世帯	22年度	国民が広くデジタル放送を享受するためには、ケーブルテレビのデジタル化対応が不可欠であり、その進捗状況の目標値は、「重点計画-2007」(H19.7.26)において、ケーブルテレビについては、2010年までにすべてデジタル化されることを目指すこととされている。	約1,280万世帯	約1,870万世帯	約2,120万世帯

○「参考となる指標その他の参考となる情報」

指標等	分析の視点	17年度	18年度	19年度
ブロードバンドサービスエリアの世帯カバー率（推計）	ブロードバンド・ゼロ地域の解消状況の判断の目安となるブロードバンドサービスエリアの世帯カバー率（推計）が着実に推移しているか。	93.9% （17年度末）	95.2% （18年度末）	98.3% （19年度末）
（ブロードバンド政策の推進に関する）調査研究の結果の政策への反映状況	地域におけるブロードバンド化を推進するために、ブロードバンド基盤の整備、利活用の促進及び人材の育成等に関する検討が、総合的に行われ、着実に政策に反映されているか。	地域の情報化を「基盤」「利活用」「人材」の側面から総合的に支援することを目的とした、地域情報化アドバイザー派遣制度の平成20年度以降における体制強化を目指す、「地域情報化に関する知見・ノウハウ面の支援体制の整備に係る調査研究」等を実施。		
（放送政策の推進に関する）調査研究の結果の政策への反映状況	国民視聴者の利便性の向上や放送の健全な発達に資するため、デジタル化し、多様化した放送インフラの高度な利活用や調査研究の成果が着実に政策に反映されているか。	「有線放送による放送の再送信に関する研究会」における検討結果を踏まえ、平20年5月には「有線テレビジョン放送事業者による放送事業者等の放送等の再送信の同意に係る協議手続及び裁定における「正当な理由」の解釈に関するガイドライン」を策定。		
デジタル中継局等の整備状況	アナログエリアの100%カバーを目的として推進しているデジタル中継局整備が順調に進捗しているか。	61%	85%	93%
アナログ放送の終了時期に関する認知度	地上デジタルテレビジョン放送の円滑な普及の前提となる国民における理解醸成が順調に進捗しているか。	32.1%	60.4%	64.7%
通信・放送融合技術開発に係る助成状況	地上デジタル放送のサービスの多様化等に資するための、通信・放送融合技術の開発を行う者に対する助成金の交付実績はどうなっているか。	申請：17件 採択：10件	申請：13件 採択：8件	申請：13件 採択：8件

指標等	分析の視点	17年度	18年度	19年度
我が国のデジタル放送方式の海外普及活動の状況	我が国のデジタル放送方式の海外における採用を目指した活動が適切に実施されているか。			デジタル放送に関心を寄せ て ている南米諸国(チリ、ベネズエラ、コロンビア、ペルー等)において、我が国の方式を既に採用しているブラジルと協力しながらセミナーやデモンストレーションを実施。また、アジアではタイやフィリピンに対して同様の働きかけを実施。
国際放送の実施状況	国際放送等実施命令(平成20年度以降は要請)における総務大臣の指定(放送区域、放送事項その他必要な事項)に沿って放送が実施されているか。	従来のラジオ国際放送に加え、19年度からは、テレビ国際放送の実施命令を行い、NHKから提出される実施概況報告等により、放送区域、放送事項等、国の指定事項を満たす放送の実施を確認。		

3 その他特記事項

特になし

平成20年度主要な政策に係るモニタリング調書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 総合通信基盤局 電気通信事業部 データ通信課

情報通信政策局 情報セキュリティ対策室 情報流通振興課 通信規格課

総合通信基盤局 電気通信事業部 事業政策課 料金サービス課

電気通信技術システム課 番号企画室 消費者行政課

電波部 電波政策課 電波環境課

評 価 年 月 平成20年7月

1 政策等

〔政策名〕

政策13 情報通信技術利用環境の整備

〔政策の基本目標〕

電気通信事業の健全な発達及び低廉なサービスの提供の実現を推進するほか、ネットワークセキュリティの高度化等を推進する。

〔次回評価実施予定年度〕

平成22年度

2 指標等の進捗状況

○「あらかじめ目標(値)を設定した指標」

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	17年度	18年度	19年度
特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の見直し・執行	法律の施行状況の検討及びその結果に基づく必要な措置の実施	20年度	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第46号）附則第7条に基づき実施。	<ul style="list-style-type: none"> 平成17年11月に「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（特定電子メール法）の一部を改正する法律」を施行し、法執行を着実に実施。 法執行を着実に実施するとともに迷惑メール対策に関し、国際連携を促進。 平成19年7月より「迷惑メールへの対応の在り方に関する研究会」において特定電子メール法の見直しを含めた総合的な対策を検討。平成20年2月に「特定電子メール法の一部を改正する法律案」を国会提出後、同年5月に成立し、6月6日に公布された。 		
		19年度	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第13条に基づき実施。	<ul style="list-style-type: none"> 平成17年12月に電子メールの送受信上の支障の防止に資する技術の研究開発等の状況を公表。 平成18年11月に電子メールの送受信上の支障の防止に資する技術の研究開発等の状況を公表。 平成19年12月に電子メールの送受信上の支障の防止に資する技術の研究開発等の状況を公表。 		

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	17年度	18年度	19年度
フィルタリングサービスの認知率	70%以上	19年度	2007年1月時点のフィルタリングソフトの認知状況が66.1%、携帯電話のフィルタリングサービスの認知状況が65.9%であることから設定。	43.8%	65.9%	76.8%
IPv6の普及促進の実施状況	平成18年度*1と比較した我が国のIPv6アドレス割り振り数*2等の増加 注) *1 18年度(実証実験開始)当初 注) *2 財団法人インターネット協会調べ	21年度	IPv6の普及促進の実施状況を評価するため、「我が国へのIPv6アドレス割り振り数」が年々増加していることを確認する。	91	96	104
情報通信ネットワークにおける情報セキュリティ対策実施状況 サイバー攻撃等に対する電気通信事業者等における緊急体制の強化	緊急対応体制の強化	20年度	電気通信事業者の緊急対応体制を評価するためには、演習等による機能検証、サイバー攻撃に対する組織のマネジメントの確立等が求められる。 そこで、電気通信事業者の緊急対応体制の強化のため、「電気通信事業分野におけるサイバー攻撃対応演習の実施」並びに「電気通信事業者における情報マネジメントの強化」に向けた施策等を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・電気通信事業者が複数参加したサイバー攻撃対応演習を業界初の取り組みとして実施し、緊急対応体制の確立に向けた課題を抽出した。 ・平成18年度に引き続き、様々な攻撃を対象にした演習を実施し、緊急対応体制構築に向け更なる課題抽出を行うとともに、体制強化に向けた方策を検討した。 また、我が国において検討した電気通信事業者における情報セキュリティマネジメントについて国際規格化を行い、国内普及に向けた方策について調査研究を行った。 		

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	17年度	18年度	19年度
電子署名及び 認証業務の普 及状況 認定認証業 務に係る電 子証明書の 枚数	30 万枚 以上	22 年度	<p>特定認証業務の 認定制度を円滑 に実施し、電子署 名法の目的（電子 署名の円滑な利 用を確保し、情報 流通・情報処理の 促進及びこれに よる国民生活の 向上等に寄与す ること）が達成さ れているか。</p> <p>ある時点におけ る、電子署名の円 滑な利用が確保 されているかど うかの評価指標 として、発行累計 総数から、既に失 効された電子証 明書の枚数を除 いた「有効枚数」 を用いる。</p>	約 15.5 万 枚	約 21.4 万 枚	約 25.7 万 枚
国民への電 子署名及び 認証業務に 関する普及 啓発活動の 実施状況	講演活動 の実施 4 回以上	20 年度	<p>国民が安心して 電子署名を利用 できるようにす るためには、電子 署名及び認証業 務に関する国民 の理解の一層の 深化を図ること が必要であるが、 普及啓発活動は 十分に実施され ているか。</p> <p>普及啓発活動は 十分に実施され ているかどうか の評価指標とし て、電子署名及び 認証業務に関す る国民への普及 啓発を目的とし た講演活動の実 施回数を用いる。</p>	8 回	7 回	5 回

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	17年度	18年度	19年度
周波数資源開発、特定無線設備等の技術基準適合性及び各国基準認証制度に関する実施状況	周波数資源開発に関する国際研究集会の開催	19年度	電波の高度利用を促進するため、周波数資源開発に関する国際シンポジウムが開催されているか否か。	平成17年12月9日に電波高度利用シンポジウム2005を開催。	平成18年12月8日に電波高度利用シンポジウム2006を開催。	平成19年12月7日に電波高度利用シンポジウム2007を開催。
	特定無線設備等に係る市場調査の実施	19年度	特定無線設備等について、技術基準への適合性等を確認するため、市場調査が実施されているか否か。	100台の機器を選定し市場調査を実施。	80台の機器を選定し市場調査を実施。	71台の機器を選定し市場調査を実施。
	各国基準認証制度の調査の実施	19年度	MRAの円滑な実施及び一層の推進のため、各国基準認証制度に関する調査研究等が実施されているか否か。	3の国・地域の基準認証制度の調査を実施。	9の国・地域の基準認証制度の調査を実施。	10の国・地域の基準認証制度の調査を実施。

○「参考となる指標その他の参考となる情報」

指標等	分析の視点	17年度	18年度	19年度
電気通信事業者数の推移	電気通信事業者数の推移の把握	(別紙1)		
ブロードバンド契約者数の推移	ブロードバンド契約者数の推移の把握	(別紙2)		
電気通信サービスの料金の推移	電気通信サービスの料金の推移の把握	(別紙3)		
競争評価の実施状況	固定電話、移動体通信、インターネット接続、法人向けネットワークサービスの各領域において、市場支配力が存在しているか、また行使されているかを分析・評価することで、現在の電気通信事業分野の競争状況を的確に把握する。	固定電話、移動体通信、インターネット接続、法人向けネットワークサービスの各領域についての定点観測的分析・評価を同年度に並行して行うことで、電気通信事業分野を網羅する定点観測的分析・評価体制を確立。	左記定点観測的な評価・分析に加え、事業者間取引が競争状況に及ぼす影響、隣接市場間の相互関係、携帯電話番号ポータビリティ制度導入による競争状況の変化について分析・評価。	左記定点観測的な評価・分析に加え、事業者間取引が競争状況に及ぼす影響に関する分析を深化させ、プラットフォーム機能が競争に及ぼす影響に関して分析・評価。

指標等	分析の視点	17年度	18年度	19年度
IPv6 利用状況	IPv6 の利用状況を評価するため、「我が国の IPv6 契約者数 ^{*3} 」が年々増加していることを確認する。 注) *3 出典先：総務省報道発表資料「電気通信事業分野の競争分野状況に関する四半期データの公表（平成20年4月3日）」	341.7 万契約	607.5 万契約	877.4 万契約
実証実験等の実施状況	IPv6 ユビキタスセキュリティサポートシステムの利用促進状況を評価するため、「実証実験等の実施状況」が計画どおり進捗していることを確認する。	—	多数かつ特定の利用者が存在する利用環境モデルについて実証実験を実施	少数かつ特定の利用者が存在する利用環境モデルについて実証実験を実施
認証機関に対する資格認定業務の実効性確保等に関する調査研究	国民に対し認証業務の信頼性の判断目安を提供する特定認証業務の認定制度につき、認定基準等は実態に即したものに維持できているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・認証業務に関する信頼性の目安を適正なものに保つため、及び電子署名及び認証業務に関する国民の理解を深めるため、各種の調査研究を継続して実施している。 ・19年度は「電子署名及び認証業務に関する法律の施行状況に係る」検討会を実施し、現行の電子署名法に関する課題に関する検討を行ったところである。 		
電子署名及び認証業務に関する法律に基づく特定認証業務の認定制度の運用	業務の用に供する設備及び業務の実施の方法に関する一定の基準を満たす特定認証業務に対し認定を行うことにより、国民に対し認証業務の信頼性の目安を提供できているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成17年度は3業務、平成19年度は1業務を認定認証業務として新規認定しており（平成18年度は新規認定なし）、平成18年3月31日現在、認定認証事業者数及び認定認証業務数は、17事業者18業務となっている。 ・また、認定認証業務の認定の更新に関しては、平成17年度は16業務、平成18年度は18業務、平成19年度は18業務に対してなされており、認定認証業務の変更の認定に関しては、平成17年度は13業務、平成18年度は9業務、平成20年度は18業務に対してなされている。 		
電子署名及び認証業務に関する国民への普及啓発活動	国民が安心して電子署名を利用できるようにするためには、電子署名及び認証業務に関する国民の理解の一層の深化を図ることが必要であるが、普及啓発活動は十分に実施されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・電子署名及び認証業務に関する普及啓発活動として、電子署名及び認証業務並びにその関連技術の利用促進を目的としたセミナーの開催、電子署名及び認証業務に関するパンフレットの作成等を通じて、国民の理解の醸成に努めている。 		

3 その他特記事項

特になし

電気通信事業者数の推移

(別紙1)

(各月1日現在の数値で作成)

	昭和60年 (1985)4月	昭和61年 (1986)4月	昭和62年 (1987)4月	昭和63年 (1988)4月	平成元年 (1989)4月	平成2年 (1990)4月	平成3年 (1991)4月	平成4年 (1992)4月	平成5年 (1993)4月	平成6年 (1994)4月	平成7年 (1995)4月	平成8年 (1996)4月
第一種電気通信事業者(一)	2	7	13	37	45	62	68	70	80	86	111	126
特別第二種電気通信事業者(特二)	0	9	10	18	25	28	31	36	39	44	44	50
一般第二種電気通信事業者(般二)	85	200	346	512	668	813	912	1,000	1,498	2,028	2,063	3,084
合計	87	216	369	567	738	903	1,011	1,106	1,617	2,158	2,218	3,260

	平成9年 (1997)4月	平成10年 (1998)4月	平成11年 (1999)4月	平成12年 (2000)4月	平成13年 (2001)4月	平成14年 (2002)4月	平成15年 (2003)4月	平成16年 (2004)3月
第一種電気通信事業者(一)	138	153	178	249	342	384	414	422
特別第二種電気通信事業者(特二)	78	95	88	101	113	112	115	114
一般第二種電気通信事業者(般二)	4,510	5,776	6,514	7,550	8,893	####	10,789	11,930
合計	4,726	6,024	6,780	7,900	9,348	10,521	11,318	12,466

	平成16年 (2004)4月	平成17年 (2005)4月
登録	299	312
届出	12,155	12,778
合計	12,454	13,090

平成18年(2006)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成19年(2007) 1月	2月	3月
登録	315	316	317	313	313	313	314	316	318	316	319	320
届出	13,459	13,399	13,462	13,531	13,610	13,666	13,706	13,776	13,840	13,839	13,826	13,900
合計	13,774	13,715	13,779	13,844	13,923	13,979	14,020	14,092	14,158	14,155	14,145	14,220

平成19年(2007)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成20年(2008) 1月	2月	3月
登録	324	324	326	327	327	327	325	325	326	324	323	325
届出	13,972	13,991	14,042	14,079	14,122	14,184	14,239	14,297	14,327	14,287	14,118	14,137
合計	14,296	14,315	14,368	14,406	14,449	14,511	14,564	14,622	14,653	14,611	14,441	14,462

平成20年(2008)

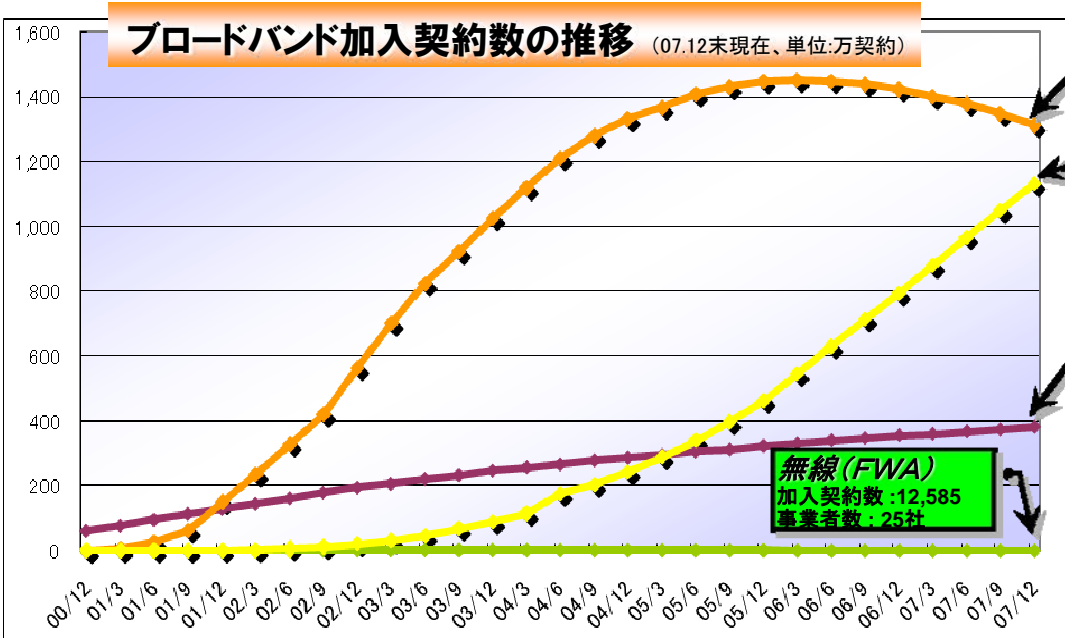
	4月	5月
登録	324	324
届出	14,171	14,237
合計	14,495	14,561

単位:事業者(社)

注)平成16年4月1日に改正電気通信事業法が施行され、電気通信回線設備の設置の有無に着目した第一種電気通信事業者及び第二種電気通信事業者の区分を廃止し、事業への参入手続が登録制(同法第9条)又は届出制(同法第16条第1項)へ移行されたため、旧第一種電気通信事業者の一部は第9条に基づく登録をした事業者と、その他の旧第一種電気通信事業者及びすべての旧第二種電気通信事業者は同法第16条第1項に基づく届出をした事業者とみなされることとなりました。なお、平成16年4月1日に同法第16条第1項に基づく届出をした事業者とみなされた旧第一種電気通信事業者の数は、126です。

ブロードバンド化の進展状況(加入契約数の推移)

(別紙2)



DSL

○加入契約数 : 13,133,113

○事業者数 : 49社

光ファイバ (FTTH)

○加入契約数 : 11,328,952

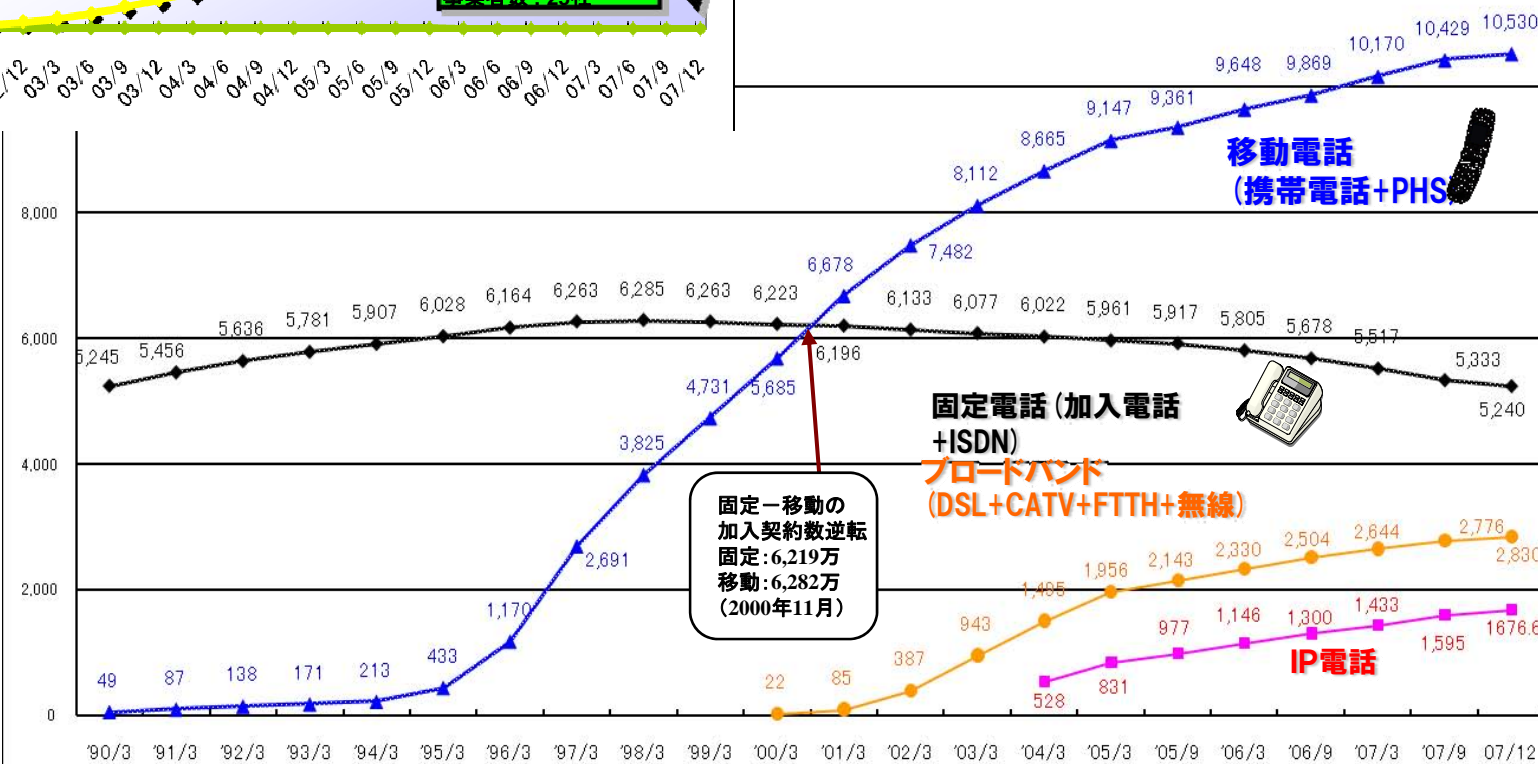
○事業者数 : 146社

ケーブルインターネット

○加入契約数 : 3,827,502

○事業者数 : 389社

各種サービス加入契約数の推移 (07.12末現在、単位:万契約)



固定-移動の加入契約数逆転
 固定: 6,219万
 移動: 6,282万
 (2000年11月)

注: 04年6月末分より電気通信事業報告規則の規定により報告を受けた加入者数を、それ以前は任意の事業者から報告を受けた加入者数を集計。

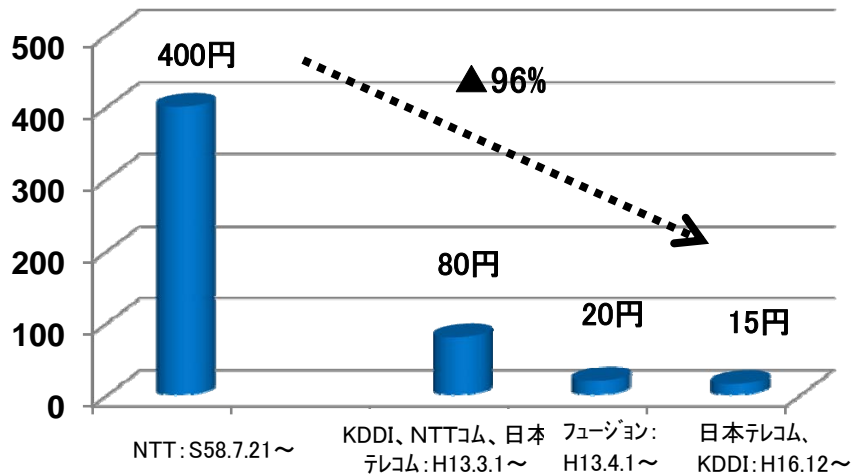
電気通信サービス料金等の低廉化

(2008.3.1現在)

(別紙3)

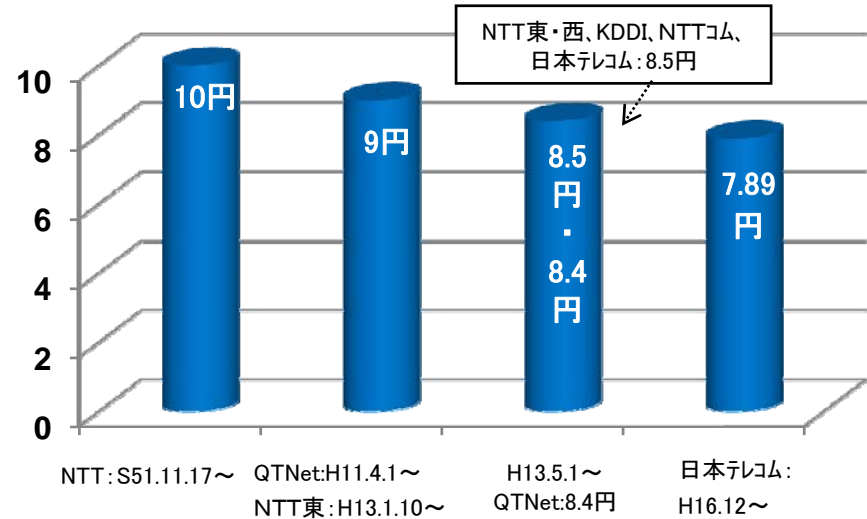
①市外通話(東京-大阪間)

(平日昼間3分間、税抜額)



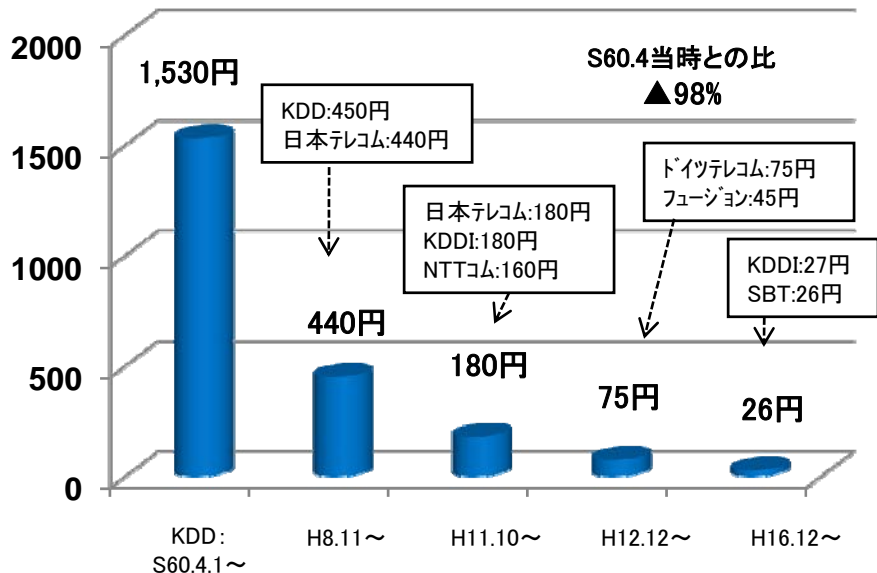
②市内通話

(平日昼間3分間、税抜き額)



③国際通話(日米間)

(平日昼間3分間)

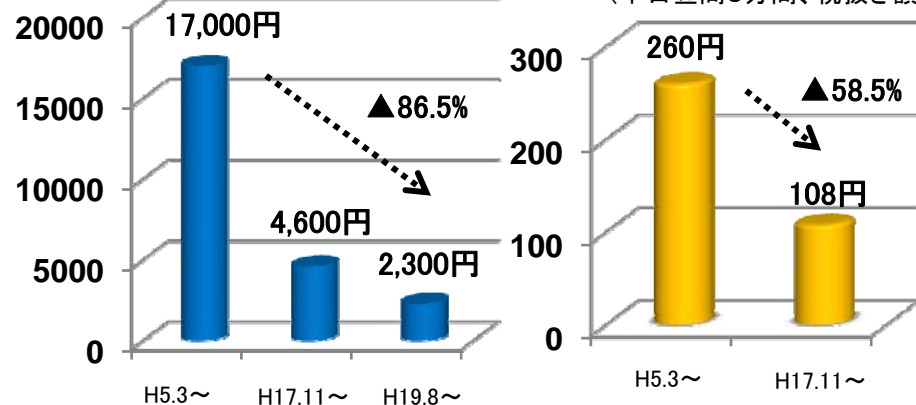


④携帯電話(800MHzデジタル方式) (NTTドコモ(タイプS)の場合)

【基本料】※

【通話料】(携帯→固定、県内)

(平日昼間3分間、税抜き額)



※H17.11の基本料4,600円には無料通話2,000円分を含む
H19.8の基本料は「ひとりでも割引50」適用(基本料50%OFF)。また、無料通話2,000円分を含む。

平成20年度主要な政策に係るモニタリング調査

政策所管(政策評価担当)部局課室名 総合通信基盤局 電気通信事業部 データ通信課

情報通信政策局 情報セキュリティ対策室 情報流通振興課 通信規格課

総合通信基盤局 電気通信事業部 事業政策課 料金サービス課

電気通信技術システム課 番号企画室 消費者行政課

電波部 電波政策課 電波環境課

評価年月 平成20年7月

1 政策等

〔政策名〕

政策13 情報通信技術利用環境の整備

〔政策の基本目標〕

電気通信事業の健全な発達及び低廉なサービスの提供の実現を推進するほか、ネットワークセキュリティの高度化等を推進する。

〔次回評価実施予定年度〕

平成22年度

2 指標等の進捗状況

「あらかじめ目標(値)を設定した指標」

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	17年度	18年度	19年度
特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の見直し・執行	法律の施行状況の検討及びその結果に基づく必要な措置の実施	20年度	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成17年法律第46号)附則第7条に基づき実施。	<ul style="list-style-type: none"> 平成17年11月に「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(特定電子メール法)の一部を改正する法律」を施行し、法執行を着実に実施。 法執行を着実に実施するとともに迷惑メール対策に関し、国際連携を促進。 平成19年7月より「迷惑メールへの対応の在り方に関する研究会」において特定電子メール法の見直しを含めた総合的な対策を検討。平成20年2月に「特定電子メール法の一部を改正する法律案」を国会提出後、同年5月に成立し、6月6日に公布された。 		
		19年度	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第13条に基づき実施。	<ul style="list-style-type: none"> 平成17年12月に電子メールの送受信上の支障の防止に資する技術の研究開発等の状況を公表。 平成18年11月に電子メールの送受信上の支障の防止に資する技術の研究開発等の状況を公表。 平成19年12月に電子メールの送受信上の支障の防止に資する技術の研究開発等の状況を公表。 		

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	17年度	18年度	19年度
フィルタリングサービスの認知率	70%以上	19年度	2007年1月時点のフィルタリングソフトの認知状況が66.1%、携帯電話のフィルタリングサービスの認知状況が65.9%であることから設定。	43.8%	65.9%	76.8%
IPv6の普及促進の実施状況	平成18年度 ^{*1} と比較した我が国のIPv6アドレス割り振り数 ^{*2} 等の増加 注)*1 18年度(実証実験開始)当初 注)*2 財団法人インターネット協会調べ	21年度	IPv6の普及促進の実施状況を評価するため、「我が国へのIPv6アドレス割り振り数」が年々増加していることを確認する。	91	96	104
情報通信ネットワークにおける情報セキュリティ対策実施状況 サイバー攻撃等に対する電気通信事業者等における緊急体制の強化	緊急対応体制の強化	20年度	電気通信事業者の緊急対応体制を評価するためには、演習等による機能検証、サイバー攻撃に対する組織のマネジメントの確立等が求められる。 そこで、電気通信事業者の緊急対応体制の強化のため、「電気通信事業分野におけるサイバー攻撃対応演習の実施」並びに「電気通信事業者における情報マネジメントの強化」に向けた施策等を実施	<p>・電気通信事業者が複数参加したサイバー攻撃対応演習を業界初の取り組みとして実施し、緊急対応体制の確立に向けた課題を抽出した。</p> <p>・平成18年度に引き続き、様々な攻撃を対象にした演習を実施し、緊急対応体制構築に向け更なる課題抽出を行うとともに、体制強化に向けた方策を検討した。 また、我が国において検討した電気通信事業者における情報セキュリティマネジメントについて国際規格化を行い、国内普及に向けた方策について調査研究を行った。</p>		

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	17年度	18年度	19年度
電子署名及び 認証業務の普 及状況 認定認証業 務に係る電 子証明書の 枚数	30 万枚 以上	22 年度	<p>特定認証業務の認定制度を円滑に実施し、電子署名法の目的(電子署名の円滑な利用を確保し、情報流通・情報処理の促進及びこれによる国民生活の向上等に寄与すること)が達成されているか。</p> <p>ある時点における、電子署名の円滑な利用が確保されているかどうかの評価指標として、発行累計総数から、既に失効された電子証明書の枚数を除いた「有効枚数」を用いる。</p>	約 15.5 万枚	約 21.4 万枚	約 25.7 万枚
国民への電 子署名及び 認証業務に 関する普及 啓発活動の 実施状況	講演活動 の実施 4 回以上	20 年度	<p>国民が安心して電子署名を利用できるようにするためには、電子署名及び認証業務に関する国民の理解の一層の深化を図ることが必要であるが、普及啓発活動は十分に実施されているか。</p> <p>普及啓発活動は十分に実施されているかどうかの評価指標として、電子署名及び認証業務に関する国民への普及啓発を目的とした講演活動の実施回数を用いる。</p>	8 回	7 回	5 回

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	17年度	18年度	19年度
周波数資源開発、特定無線設備等の技術基準適合性及び各国基準認証制度に関する実施状況	周波数資源開発に関する国際研究集会の開催	19年度	電波の高度利用を促進するため、周波数資源開発に関する国際シンポジウムが開催されているか否か。	平成17年12月9日に電波高度利用シンポジウム2005を開催。	平成18年12月8日に電波高度利用シンポジウム2006を開催。	平成19年12月7日に電波高度利用シンポジウム2007を開催。
	特定無線設備等に係る市場調査の実施	19年度	特定無線設備等について、技術基準への適合性等を確認するため、市場調査が実施されているか否か。	100台の機器を選定し市場調査を実施。	80台の機器を選定し市場調査を実施。	71台の機器を選定し市場調査を実施。
	各国基準認証制度の調査の実施	19年度	MRAの円滑な実施及び一層の推進のため、各国基準認証制度に関する調査研究等が実施されているか否か。	3の国・地域の基準認証制度の調査を実施。	9の国・地域の基準認証制度の調査を実施。	10の国・地域の基準認証制度の調査を実施。

「参考となる指標その他の参考となる情報」

指標等	分析の視点	17年度	18年度	19年度
電気通信事業者数の推移	電気通信事業者数の推移の把握	(別紙1)		
ブロードバンド契約者数の推移	ブロードバンド契約者数の推移の把握	(別紙2)		
電気通信サービスの料金の推移	電気通信サービスの料金の推移の把握	(別紙3)		
競争評価の実施状況	固定電話、移動体通信、インターネット接続、法人向けネットワークサービスの各領域において、市場支配力が存在しているか、また行使されているかを分析・評価することで、現在の電気通信事業分野の競争状況を的確に把握する。	固定電話、移動体通信、インターネット接続、法人向けネットワークサービスの各領域についての定点観測的な分析・評価を同年度に並行して行うことで、電気通信事業分野を網羅する定点観測的な分析・評価体制を確立。	左記定点観測的な評価・分析に加え、事業者間取引が競争状況に及ぼす影響、隣接市場間の相互関係、携帯電話番号ポータビリティ制度導入による競争状況の変化について分析・評価。	左記定点観測的な評価・分析に加え、事業者間取引が競争状況に及ぼす影響に関する分析を深化させ、プラットフォーム機能が競争に及ぼす影響に関して分析・評価。

指標等	分析の視点	17年度	18年度	19年度
IPv6 利用状況	IPv6 の利用状況を評価するため、「我が国のIPv6 契約者数 ^{*3} 」が年々増加していることを確認する。 注)*3 出典先：総務省報道発表資料「電気通信事業分野の競争分野状況に関する四半期データの公表(平成20年4月3日)」	341.7 万契約	607.5 万契約	877.4 万契約
実証実験等の実施状況	IPv6 コピキタスセキュリティサポートシステムの利用促進状況を評価するため、「実証実験等の実施状況」が計画どおり進捗していることを確認する。	-	多数かつ特定の利用者が存在する利用環境モデルについて実証実験を実施	少数かつ特定の利用者が存在する利用環境モデルについて実証実験を実施
認証機関に対する資格認定業務の実効性確保等に関する調査研究	国民に対し認証業務の信頼性の判断目安を提供する特定認証業務の認定制度につき、認定基準等は実態に即したものに維持できているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・認証業務に関する信頼性の目安を適正なものに保つため、及び電子署名及び認証業務に関する国民の理解を深めるため、各種の調査研究を継続して実施している。 ・19年度は「電子署名及び認証業務に関する法律の施行状況に係る」検討会を実施し、現行の電子署名法に関する課題に関する検討を行ったところである。 		
電子署名及び認証業務に関する法律に基づく特定認証業務の認定制度の運用	業務の用に供する設備及び業務の実施の方法に関する一定の基準を満たす特定認証業務に対し認定を行うことにより、国民に対し認証業務の信頼性の目安を提供できているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成17年度は3業務、平成19年度は1業務を認定認証業務として新規認定しており(平成18年度は新規認定なし)、平成18年3月31日現在、認定認証事業者数及び認定認証業務数は、17事業者18業務となっている。 ・また、認定認証業務の認定の更新に関しては、平成17年度は16業務、平成18年度は18業務、平成19年度は18業務に対してなされており、認定認証業務の変更の認定に関しては、平成17年度は13業務、平成18年度は9業務、平成20年度は18業務に対してなされている。 		
電子署名及び認証業務に関する国民への普及啓発活動	国民が安心して電子署名を利用できるようにするためには、電子署名及び認証業務に関する国民の理解の一層の深化を図ることが必要であるが、普及啓発活動は十分に実施されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・電子署名及び認証業務に関する普及啓発活動として、電子署名及び認証業務並びにその関連技術の利用促進を目的としたセミナーの開催、電子署名及び認証業務に関するパンフレットの作成等を通じて、国民の理解の醸成に努めている。 		

3 その他特記事項

特になし

電気通信事業者数の推移

(別紙1)

(各月1日現在の数値で作成)

	昭和60年 (1985)4月	昭和61年 (1986)4月	昭和62年 (1987)4月	昭和63年 (1988)4月	平成元年 (1989)4月	平成2年 (1990)4月	平成3年 (1991)4月	平成4年 (1992)4月	平成5年 (1993)4月	平成6年 (1994)4月	平成7年 (1995)4月	平成8年 (1996)4月
第一種電気通信事業者(一)	2	7	13	37	45	62	68	70	80	86	111	126
特別第二種電気通信事業者(特二)	0	9	10	18	25	28	31	36	39	44	44	50
一般第二種電気通信事業者(般二)	85	200	346	512	668	813	912	1,000	1,498	2,028	2,063	3,084
合計	87	216	369	567	738	903	1,011	1,106	1,617	2,158	2,218	3,260

	平成9年 (1997)4月	平成10年 (1998)4月	平成11年 (1999)4月	平成12年 (2000)4月	平成13年 (2001)4月	平成14年 (2002)4月	平成15年 (2003)4月	平成16年 (2004)3月
第一種電気通信事業者(一)	138	153	178	249	342	384	414	422
特別第二種電気通信事業者(特二)	78	95	88	101	113	112	115	114
一般第二種電気通信事業者(般二)	4,510	5,776	6,514	7,550	8,893	####	10,789	11,930
合計	4,726	6,024	6,780	7,900	9,348	10,521	11,318	12,466

	平成16年 (2004)4月	平成17年 (2005)4月
登録	299	312
届出	12,155	12,778
合計	12,454	13,090

平成18年(2006)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成19年(2007) 1月	2月	3月
登録	315	316	317	313	313	313	314	316	318	316	319	320
届出	13,459	13,399	13,462	13,531	13,610	13,666	13,706	13,776	13,840	13,839	13,826	13,900
合計	13,774	13,715	13,779	13,844	13,923	13,979	14,020	14,092	14,158	14,155	14,145	14,220

平成19年(2007)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成20年(2008) 1月	2月	3月
登録	324	324	326	327	327	327	325	325	326	324	323	325
届出	13,972	13,991	14,042	14,079	14,122	14,184	14,239	14,297	14,327	14,287	14,118	14,137
合計	14,296	14,315	14,368	14,406	14,449	14,511	14,564	14,622	14,653	14,611	14,441	14,462

平成20年(2008)

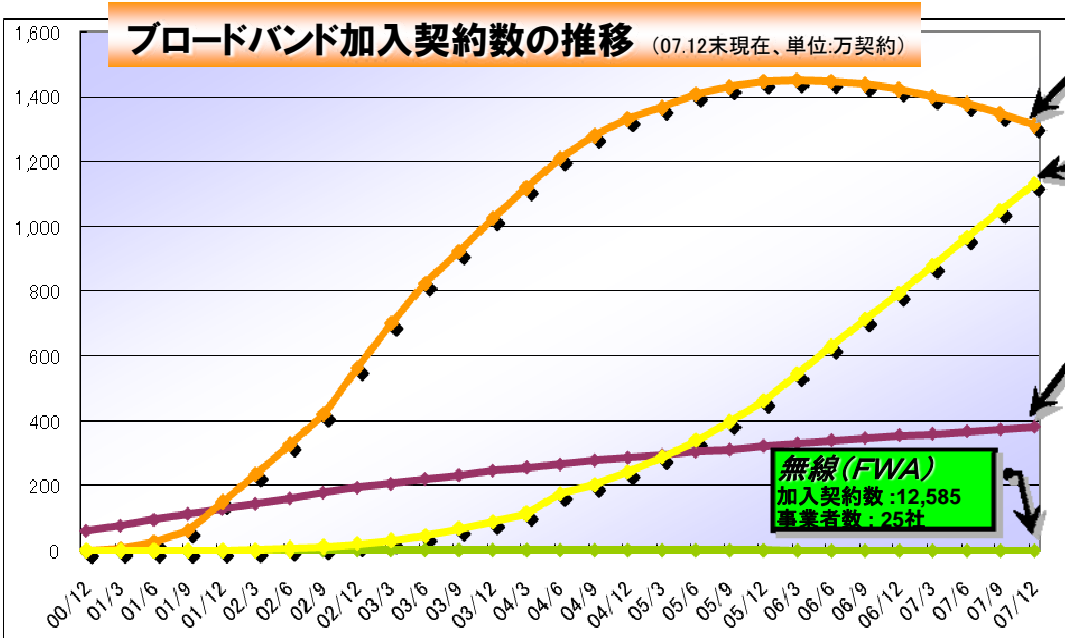
	4月	5月
登録	324	324
届出	14,171	14,237
合計	14,495	14,561

単位:事業者(社)

注)平成16年4月1日に改正電気通信事業法が施行され、電気通信回線設備の設置の有無に着目した第一種電気通信事業者及び第二種電気通信事業者の区分を廃止し、事業への参入手続が登録制(同法第9条)又は届出制(同法第16条第1項)へ移行されたため、旧第一種電気通信事業者の一部は第9条に基づく登録をした事業者と、その他の旧第一種電気通信事業者及びすべての旧第二種電気通信事業者は同法第16条第1項に基づく届出をした事業者とみなされることとなりました。なお、平成16年4月1日に同法第16条第1項に基づく届出をした事業者とみなされた旧第一種電気通信事業者の数は、126です。

ブロードバンド化の進展状況(加入契約数の推移)

(別紙2)



DSL

○加入契約数 : 13,133,113

○事業者数 : 49社

光ファイバ (FTTH)

○加入契約数 : 11,328,952

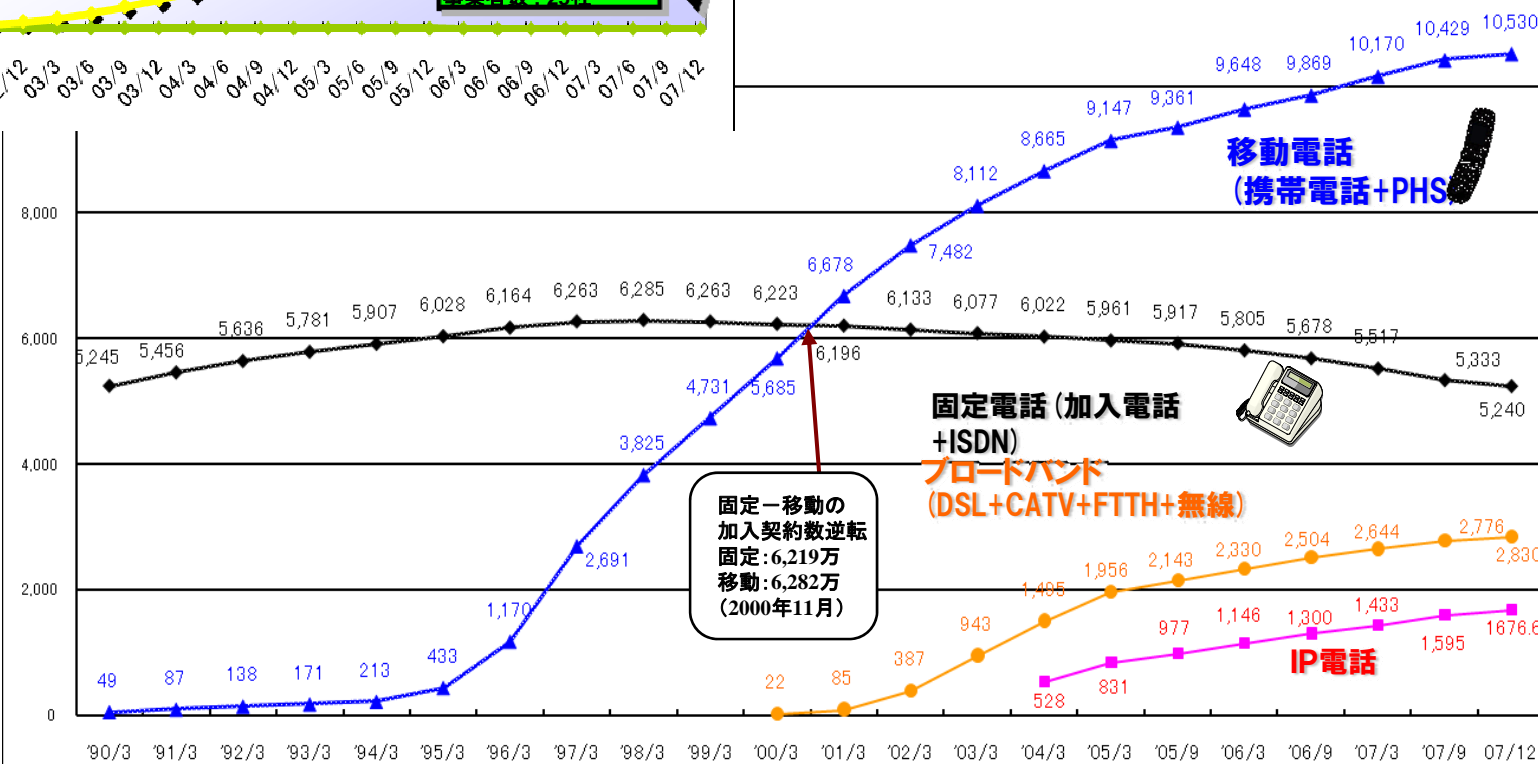
○事業者数 : 146社

ケーブルインターネット

○加入契約数 : 3,827,502

○事業者数 : 389社

各種サービス加入契約数の推移 (07.12末現在、単位:万契約)



注: 04年6月末分より電気通信事業報告規則の規定により報告を受けた加入者数を、それ以前は任意の事業者から報告を受けた加入者数を集計。

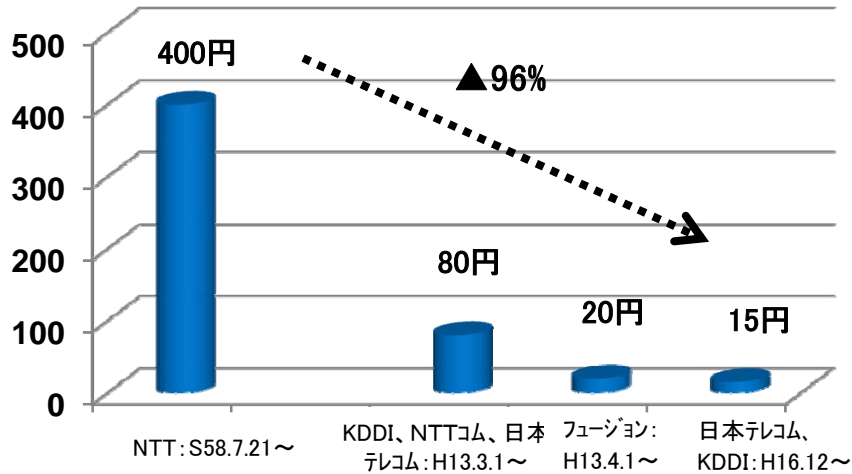
電気通信サービス料金等の低廉化

(2008.3.1現在)

(別紙3)

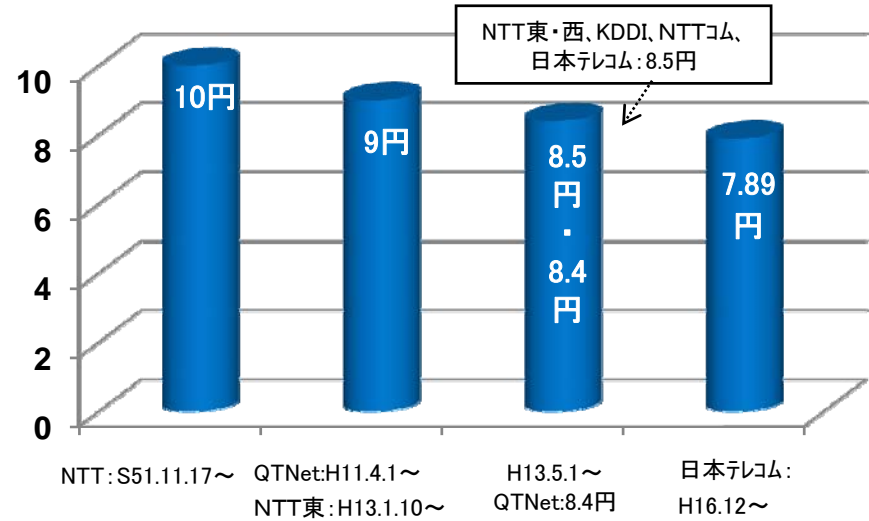
①市外通話(東京-大阪間)

(平日昼間3分間、税抜額)



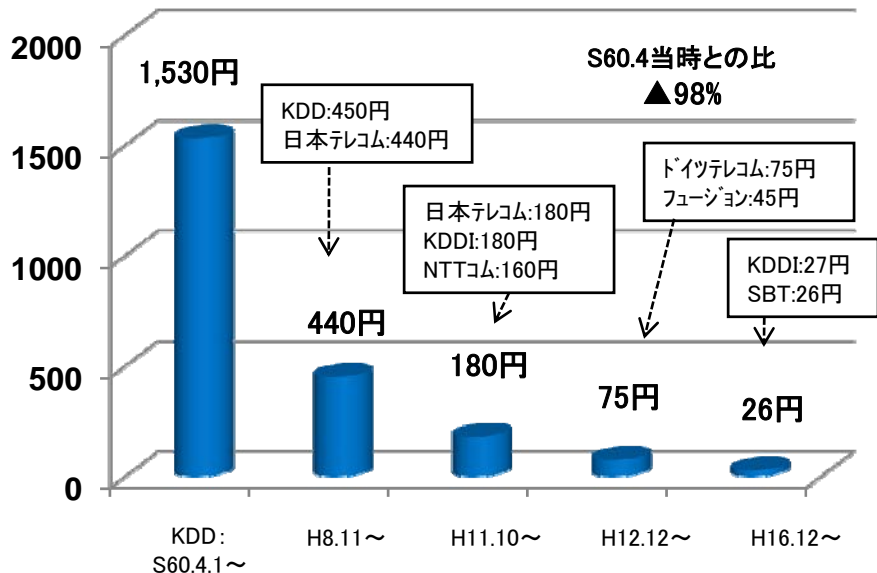
②市内通話

(平日昼間3分間、税抜き額)



③国際通話(日米間)

(平日昼間3分間)

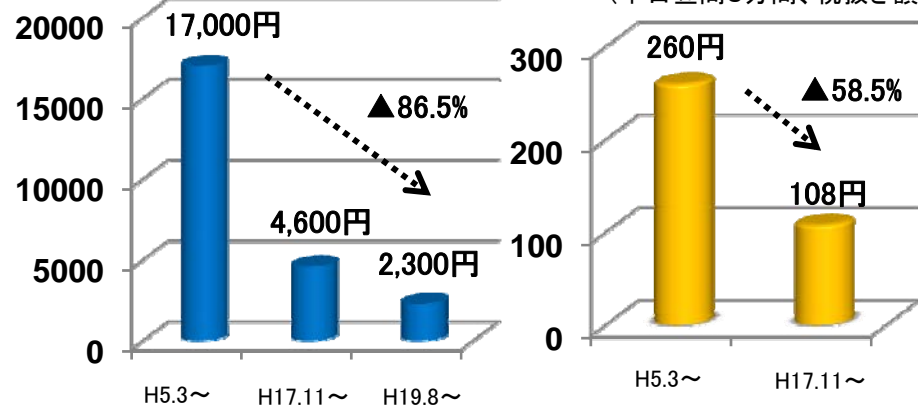


④携帯電話(800MHzデジタル方式) (NTTドコモ(タイプS)の場合)

【基本料】※

【通話料】(携帯→固定、県内)

(平日昼間3分間、税抜き額)



※H17.11の基本料4,600円には無料通話2,000円分を含む
H19.8の基本料は「ひとりでも割引50」適用(基本料50%OFF)。また、無料通話2,000円分を含む。

平成20年度主要な政策に係るモニタリング調査

政策所管（政策評価担当）部局課室名 大臣官房管理室

評価年月 平成20年7月

1 政策等

〔政策名〕

政策17 一般戦災死没者追悼等の事業の推進

〔政策の基本目標〕

先の大戦における労苦等について国民の理解を深め後世に継承するため、慰霊、慰労、慰藉事業等の適正かつ円滑な推進を図る

〔次回評価実施予定年度〕

平成21年度（評価対象年度平成19～20年度）

2 指標等の進捗状況

「あらかじめ目標(値)を設定した指標」

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	17年度	18年度	19年度
全国戦没者追悼式への一般戦災死没者遺族参列数	100名	19年度	遺族代表者の高齢化が進んでおり、参列対象者数の漸減が見込まれるが、適切な広報活動が行われ、参列者数の維持が行われているか。	108名	98名	93名
太平洋戦全国空爆犠牲者追悼平和祈念式への一般戦災死没者遺族参列数	90名	19年度	遺族代表者の高齢化が進んでおり、参列対象者数の漸減が見込まれるが、適切な広報活動が行われ、参列者数の維持が行われているか。	-	90名	95名
戦災に関する展示会の入場者数	700名	19年度	適切な広報活動が行われ、その効果が入場者数に反映されているか。	627名	857名	1,021名
戦災に関する展示会のアンケートにおける「非常によい又はよい」旨の回答の割合	80%	19年度	一般戦災被害の事実を伝えていくにあたり適切な内容とされており、入場者から肯定的な評価を得られているか。	88%	93%	91%
旧日本赤十字社救護看護婦等への書状贈呈数	80名	19年度	未だ贈呈されていない対象者約4,499名に対し、適切な広報活動が行われ、贈呈数の促進が図られているか。	189名	145名	143名

「参考となる指標その他の参考となる情報」

指標等	分析の視点	17年度	18年度	19年度
戦災に関するビデオ、普及啓発資料の貸出等の活用状況	適切な施設等へ配布が行われ、一般戦災被害の事実を伝えていく資料として役立てられているか。	ビデオ配布先 547 カ所 普及啓発資料 配布先 24,864 カ所	538 カ所 24,670 カ所	537 カ所 24,545 カ所
書状贈呈についての政府広報等による反響（問い合わせ件数）	未だ贈呈されていない対象者約4,499名に対し、適切な広報活動が行われ、贈呈数の促進が図られているか。	951 件	684 件	769 件

3 その他特記事項

なし

平成20年度主要な政策に係るモニタリング調書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 人事・恩給局 恩給企画課、

恩給審査課、恩給業務課

評 価 年 月 平成20年7月

1 政策等

〔政策名〕

政策18 恩給行政の推進

〔政策の基本目標〕

受給者の高齢化が進んでいることを踏まえ、より一層の受給者等に対するサービスの向上を図る、このため、特に22年度までの間は、業務・システム最適化計画の着実な実施を図ることとする。

〔次回評価実施予定年度〕

平成21年度（評価対象年度平成19～20年度）

2 指標等の進捗状況

「あらかじめ目標(値)を設定した指標」

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	17年度	18年度	19年度
年度末における請求未処理案件比率（年度末における残件数/月間平均処理件数）	0.5 か月分	20年度	・恩給申請処理の迅速性を図る上で、未処理案件の減少及び目標値に向け迅速に行われているか。	0.6 月分 (1,593/ 2,592)	0.6 月分 (1,364/ 2,200)	0.8 月分 (1,841/ 2,048)
恩給相談電話混雑率	20%	19年度	・恩給相談対応の充実を図る上で、恩給相談電話の混雑率の低下及び目標値に向け適切に行われているか。	44.0%	30.3%	39.3%

「参考となる指標その他の参考となる情報」

指標等	分析の視点	17年度	18年度	19年度																												
恩給受給者数	・恩給行政の推進の政策の背景を説明するための参考指標。	121万人	114万人	108万人																												
恩給受給者の平均年齢		84.2歳	84.9歳	85.6歳																												
恩給年額		平均86万円	平均85万円	平均84万円																												
業務・システム最適化計画の実施状況(申請手続等の簡素化、負担の軽減、業務処理の迅速化・効率化)	・恩給受給者の負担の軽減を図る上で、「恩給業務の業務・システム最適化計画」の着実な実施が図られているか。	1手続の廃止を措置	1手続きの廃止を措置	恩給の支払機関の拡大(1機関 10機関)																												
裁定等の受付・処理件数	・恩給申請処理の迅速性を図る上で、請求書類の受付に対して、迅速に処理が行われているか。	(単位:件)																														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受付件数</td> <td>283,552</td> <td>287,986</td> <td>286,079</td> </tr> <tr> <td>請求書関係</td> <td>30,229</td> <td>26,166</td> <td>25,058</td> </tr> <tr> <td>支給関係</td> <td>253,323</td> <td>261,820</td> <td>261,021</td> </tr> <tr> <td>処理件数</td> <td>283,893</td> <td>289,494</td> <td>283,245</td> </tr> <tr> <td>請求書関係</td> <td>31,107</td> <td>26,414</td> <td>24,583</td> </tr> <tr> <td>支給関係</td> <td>252,786</td> <td>263,080</td> <td>258,662</td> </tr> </tbody> </table>				17年度	18年度	19年度	受付件数	283,552	287,986	286,079	請求書関係	30,229	26,166	25,058	支給関係	253,323	261,820	261,021	処理件数	283,893	289,494	283,245	請求書関係	31,107	26,414	24,583	支給関係	252,786	263,080	258,662
	17年度	18年度	19年度																													
受付件数	283,552	287,986	286,079																													
請求書関係	30,229	26,166	25,058																													
支給関係	253,323	261,820	261,021																													
処理件数	283,893	289,494	283,245																													
請求書関係	31,107	26,414	24,583																													
支給関係	252,786	263,080	258,662																													
不服申立ての審査結果	・恩給申請処理の正確性を図る上で、異議申立て、審査請求の処理状況から、正確に審査が行われていたか。	(単位:件)																														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>処理件数</td> <td>171</td> <td>107</td> <td>98</td> </tr> <tr> <td>棄却</td> <td>163</td> <td>103</td> <td>96</td> </tr> <tr> <td>却下</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>容認</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>				17年度	18年度	19年度	処理件数	171	107	98	棄却	163	103	96	却下	1	0	0	容認	5	4	2	その他	2	0	0				
	17年度	18年度	19年度																													
処理件数	171	107	98																													
棄却	163	103	96																													
却下	1	0	0																													
容認	5	4	2																													
その他	2	0	0																													

指標等	分析の視点	17年度	18年度	19年度
裁定に対する 訂正請求の件 数	・恩給申請処理の正確性 を図る上で、裁定に対 する訂正請求件数はど のように推移している か。	342件	306件	662件
恩給相談件数	・恩給相談対応の充実を 図る上で、恩給相談者 が満足・納得する実施 が図られているか。	308,638件	264,331件	266,980件
恩給相談者の 満足度・納得度		-	-	94%
「恩給相談者の満足度・納得度」とは、「満足した」との回答があった者の割合。				

3 その他特記事項

- ・ 恩給の支払機関の拡大の10機関とは、ゆうちょ銀行、都市銀行、地方銀行、信託銀行、外国銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農業協同組合、漁業協同組合をいう。
- ・ 裁定等の処理件数は、前年度からの残件数が含まれているため、受付件数に比べ上回っている年度もある。
- ・ 不服申立ての審査結果の処理件数は、異議申立て及び審査請求の合計である。また、対象年度になされた裁定以外のものも含まれるため、必ずしも対象年度の裁定における正確性を測るものではない。
- ・ 訂正請求の件数は、裁定後相当の期間を経過後、訂正請求がなされるのがほとんどで、必ずしも対象年度の裁定における正確性を測るものではない。
- ・ 恩給相談件数は、電話による相談、公私文における受付・回答、面談による相談の合計である。
- ・ 恩給相談対応の充実の観点から、「恩給相談者の満足度・納得度」調査を平成20年5月から開始したことにより、参考となる指標として記載することとした。ただし、来訪者のうち回答が得られた70名分の結果による。

平成20年度主要な政策に係るモニタリング調査

政策所管（政策評価担当）部局課室名 統計局、政策統括官

評価年月 平成20年7月

1 政策等

〔政策名〕

政策19 公的統計の体系的な整備・提供

〔政策の基本目標〕

公的統計の体系的かつ効率的な整備・提供を推進する。

特に、新統計法の成立を踏まえ、統計制度改革を着実に推進する。

また、統計需要や調査環境の変化に応じた調査の改善について検討する。

〔次回評価実施予定年度〕

平成21年度（評価対象年度平成19～20年度）

2 指標等の進捗状況

「あらかじめ目標(値)を設定した指標」

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	17年度	18年度	19年度
地方公共団体の職員及び登録調査員を対象にした研修の満足度	100% (地方公共団体の職員研修)	19年度	統計調査の円滑な実施を図る観点から、統計調査の現場を担う地方公共団体職員及び登録調査員のうち指導的な立場にある者の資質向上を目的に実施する研修が有効に実施されているか。	91.8% (98.2%)	89.4% (98.3%)	91.9% (100%)
	80% (登録調査員中央研修)	19年度		66.4% (89.5%)	86.2% (97.2%)	83.7% (99.0%)
	80% (地域ブロック別登録調査員研修)	19年度		72.9% (100%)	88.9% (100%)	85.0% (96.6%)
統計調査員任命数に占める登録調査員の割合	80%	19年度	統計調査の円滑な実施を図る観点から、統計調査の現場を担う統計調査員の確保を目的に実施する登録調査員制度が機能しているか。	81.3%	79.4%	集計中
統計データ・グラフフェアの入場者を対象にしたアンケートにおけ	80%	19年度	統計知識等に関する普及啓発を目的とした統計データ・グラフフェアを通じ、国民の統計調査への協力の	(注)2	79.9% (85.7%)	83.3% (86.6%)

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	17年度	18年度	19年度
る「今後統計調査に協力する」旨の回答をした者の割合			重要性に対する理解が深まっているか。			
統計調査結果の提供状況		19年度	統計情報の的確な提供に資するため			
・ホームページ収録ファイル数(A)及びアクセス件数(B)	A ¹ : 38万8,000件 B: 400万件		運用している統計関係サイトについて、掲載データの充実を図ることなどにより広く利用	A: 99万6,000件 B: 371万件	A: 101万8,000件 B: 322万件	A: 39万6,000件 B: 404万件
・統計データ・ポータルサイトアクセス件数 ²	95万件		され、実効性があるものとなっているか。	77万件	91万件	91万件
総合統計書の刊行	年刊5冊 月刊1冊	19年度	総合統計書の刊行が目標値に従ってなされたか。	年刊6冊 月刊2冊	年刊6冊 月刊1冊	年刊5冊 月刊1冊

(注) 1 17年度～19年度推移欄の括弧内は、無回答だった者を除いて算出した割合

2 17年度は、アンケートの設問が異なっており、「今後統計調査に協力する」旨の回答をした者の割合は把握していない。

3 1について、他のインターネット提供情報との重複排除の観点から、平成19年度にホームページ収録ファイルの内容を見直した結果、収録ファイル数が大幅に減少。これに伴い目標値も変更したものの。

2について、統計データ・ポータルサイトは、平成20年度から政府統計の総合窓口(e-Stat)への移行に伴い廃止することから、当該指標も変更する予定。

4 平成19年度目標設定表の指標として掲載していた「総合統計データベース(St@tNavi)収録統計表数及びアクセス件数」については、()平成20年度から政府統計の総合窓口(e-Stat)への移行に伴い廃止すること、()各府省のみに提供している機能であること、から本調書から除外している。

「参考となる指標その他の参考となる情報」

指標等	分析の視点	17年度	18年度	19年度
統計制度の見直しの推進状況	我が国の統計制度が、社会・経済情勢の変化に対応した適切なものとなっているか。	「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月閣議決定)等を受け、統計法制度を抜本的に改革する新たな統計法を平成19年2月に国会に提出。新たな統計法は、平成19年5月に成立・公布され、同年10月に一部施行された(全面施行は平成21年春の予定)。		

指標等	分析の視点	17年度	18年度	19年度
「統計行政の新たな展開方向」の推進状況	中期的な統計行政の進むべき指針として、各府省間で申し合わせた「統計行政の新たな展開方向」の内容が着実に推進されているか。	<p>「統計行政の新たな展開方向」に基づく主な推進実績の例は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全産業分野の経済活動を同一時点で網羅的に把握する経済構造統計の創設(平成21年に経済センサス基礎調査を実施予定) ・統計調査の整理合理化(平成17年度には61調査、平成18年度には55調査について見直しを実施) ・オンライン等電子的手段を利用した統計調査の推進(平成19年6月までに133調査で利用) 		
産業連関表作成のための検討状況	経済波及効果の測定などの経済分析に用いられるほか、GDP統計の基礎資料等ともなる産業連関表の作成が各府省庁の協力の下、着実に進められているか。	<p>平成17年(2005年)産業連関表に関しては、産業連関部局長会議において平成17年8月に作成基本方針を決定し、平成19年2月には、同方針を踏まえた作成基本要綱が取りまとめられた。その後、産業連関表の作成に携る10府省庁において、特別調査や既存統計の組替作業等を実施し、これらに基づき国内生産額や投入・産出額を推計。現在、平成20年8月の速報公表に向け、各種計数の調整等を行っている。</p>		
標準統計分類改定等のための検討状況	各種統計の比較可能性を高め、統計利用の向上を図るために必要な標準統計分類が、社会・経済情勢の変化に応じ適切に改定されているか。	<p>日本標準産業分類については、統計審議会の審議を経て、第12回改定版を平成19年11月に告示。また、日本標準職業分類については、職業分類検討委員会を平成19年12月に立ち上げ、第5回改定原案を検討中。</p>		
統計調査の審査による改善状況	統計体系の整備、統計調査の重複是正や報告者負担の軽減等の観点から、指定統計調査及び承認統計調査(統計報告の徴集)の審査が適切に実施されているか。	<p>統計調査の審査等を通じ、平成17年度には50調査、平成18年度には44調査(いずれも指定統計調査及び承認統計調査)において廃止、統合、調査客体数や調査事項の削減等の改善を実施。</p>		
国際協力の推進の状況	統計に関する国際協力を推進するため、国際統計に関する統括事務が着実に実施されているか。	<p>統計に関する国際協力を推進するために実施した国際統計に関する統括事務の主な例は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国連統計委員会における審議に参加。 ・経済協力開発機構(OECD)統計委員会における審議に参加。 ・OECD及び欧州連合統計局主催の2005・2008年ラウンド購買力平価算出事業に参加し、我が国の各 		

指標等	分析の視点	17年度	18年度	19年度
		<p>種価格データ等の提供等を実施。また、平成 19 年 2 月には、非欧州国会合を日本で開催。</p> <ul style="list-style-type: none"> 世界銀行主催の国際比較プログラム世界事業に OECD 地域代表の一国として参加し、我が国の各種価格データ等の提供等を実施。 		
統計調査の実施状況	国勢の基本に関する統計の作成	10件	11件	11件
統計需要や調査環境の変化に応じた調査の改善の検討状況		<ul style="list-style-type: none"> 19 年就業構造基本調査では、就業形態の多様化が進展し、高齢就業者や若年無業者の問題が顕在化しており、統計需要に的確に対応する観点から、雇用情勢の変化の把握を可能とするため、過去の調査結果と比較ができるように、概ね前回（14 年）調査と同様の集計事項とするが、調査事項の一部見直し等により、集計内容の充実を図った。 19 年全国物価統計調査では、近年における消費者行動の変化に加え、取引形態の複雑化、経営戦略の多様化、小売業の大規模化など流通構造が年々変化している中、これら店舗における価格形成の実態がよりの確に把握できるよう、調査事項や集計事項を見直し、多様な統計需要への対応を図った。 		

3 その他特記事項

なし